

東京都市計画都市高速鉄道事業京成電鉄押上線に伴う仮線工事及び区道付替工事
(東京都葛飾区立石四丁目地内から同区立石七丁目地内まで)に係る公聴会(1日目)

平成28年8月28日

○議長 時間がまいりましたので、ただいまから「東京都市計画都市高速鉄道事業京成電鉄押上線に伴う仮線工事及び区道付替工事(東京都葛飾区立石四丁目地内から同区立石七丁目地内まで)に関する事業認定申請に係る公聴会」を開催いたします。

私は本日の議長を務めます国土交通省関東地方整備局事業認定調整官をしております中本と申します。議長として本公聴会を主宰いたしますので、よろしく願いいたします。ここからは座って務めさせていただきたいと思っております。

本公聴会は、土地収用法第23条第1項の規定に基づき、起業者である東京都知事から平成27年12月24日付けで事業認定の申請があった事業について開催するもので、事業認定庁として当該申請に係る事業の認定の可否を判断するに当たり勘案すべき情報を収集することを目的としております。長時間の会となりますが、円滑な議事進行に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

起業者

○議長 最初に、本件事業の起業者に公述していただきます。起業者A、起業者B、起業者Cは壇上に上がり、公述人席についてください。

準備はよろしいでしょうか。現在の時刻は10時18分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図いたしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。プロジェクターを使用しますので、少し照明を落とします。

それでは、公述を開始してください。

○起業者 東京都知事・小池百合子の代理人であります起業者Aでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○起業者 起業者Bです。よろしく願いいたします。着席して公述させていただきます。

本日の公聴会では、事業認定を申請した対象事業である仮線工事及び区道付替工事と、その本体事業である京成押上線の連続立体交差事業について、事業の経緯、目的、内容などについて御説明し、本事業が土地収用法第20条の要件を満たしているということを公述してまいりたいと思います。本日公述させていただく内容は、事業の概要、事業の目的と効果、事業の内容、環境影響評価、事業の進捗状況の5項目です。

初めに事業の概要について御説明いたします。事業認定を申請した内容です。起業者は東京都、事業の種類は東京都市計画都市高速鉄道事業京成電鉄押上線に伴う仮線工事及び区道付替工事、起業地は収用の部分、使用の部分ともに東京都葛飾区立石4丁目及び7丁目地内となっております。

まず、今回申請内容の本体事業である京成押上線四つ木駅から青砥駅間連続立体交差事業について御説明します。こちらは事業区間を示した平面図です。この事業は京成押上線の京成立石駅を含む四つ木駅から青砥駅間の約2.2kmの区間について、道路と交差する鉄道を連続的に高架にすることで立体交差化を行うもので、東京都が事業主体となり都市計画事業として平成15年2月より進めています。

今回の事業認定の申請は約2.2kmの事業区間のうち、京成立石駅前区間を起業地として連続立体交差事業の実施において必要となる仮線工事と区道付替工事について行っています。こちらは事業区間の縦断図を示したものです。この図にあります黒い点線が現在線で、赤い実線が計画線です。四つ木駅から青砥駅間を赤い計画線のとおり高架化します。この事業により、京成押上線と平和橋通りが交差している四つ木第2号踏切、京成押上線と都市計画道路補助274号線が交差している立石第2号踏切など、あわせて11カ所の踏切を除却します。

連続立体交差事業にあわせて、良好な住環境の保全、沿線地域の利便性、防災性の向上などを目的として、鉄押附3号、4号、5号の合計3カ所の附属街路を整備します。また、葛飾区にて黄緑色で表示した鉄押附3号、6号を整備する計画です。起業地である京成立石駅前区間には現道の区道396号線と同様の機能を確保するため付替区道を整備します。

続いて、事業の経緯でございます。平成11年1月に都市計画素案説明会、平成11年10月に都市計画案説明会を実施し、平成13年1月に都市計画決定されています。その後、平成13年9月に用地測量説明会、平成15年2月に都市計画事業認可を受け、平成15年3月に用地補償説明会を開催し、用地取得を行ってきました。昨年7月には、今回の事業認定の申請に先立ち、土地収用法に基づく事業説明会を行いました。そして、昨年12月に工事説明

会を開催し、工事に着手しました。その後、12月24日付けで事業認定の申請を行いました。

続きまして、事業の目的と効果について御説明いたします。本事業により得られる効果として、交通の円滑化、安全性の向上、地域の発展、利便性の向上の4点が挙げられます。

1点目が交通の円滑化です。こちらは平和橋通りと京成押上線が交差している四つ木第2号踏切です。この踏切は1日の自動車交通量が1万2000台を超えており、ピーク時には1時間当たり約40分、踏切が遮断していることから、このように慢性的な交通渋滞が発生しています。本事業により、この踏切を初めとする11カ所ある踏切がなくなり、踏切による交通渋滞が解消されます。また、側道や交差道路を整備することで道路ネットワークの形成が促進されます。

このような交通渋滞を高架化により解消した事例を紹介します。これは同じ京成電鉄押上線の隣接区間である押上駅から八広駅間において連続立体交差事業を行い高架化が完了した事例です。この写真は押上線と明治通りとの交差部の高架化前後の状況です。この踏切は、ピーク時には1時間当たり40分以上も遮断している開かずの踏切で、高架化前には渋滞がひどく、最大380mの自動車の列が繋がっていましたが、高架化により踏切が除却されたことで渋滞が解消されました。

また、地元の方にアンケートをとったところ、「踏切待ちのイライラがなくなり安心感がある」「スムーズに通行できるので時間短縮になった」「子どもの足が挟まれたり、ベビーカーが引っかかったりしなくなった」といった喜びの声をいただきました。

2点目は安全性の向上です。今回の事業区間にある踏切では、過去5年間で6件の事故が発生しており、そのうち5件が死亡事故です。踏切が除却されることで踏切事故がなくなり、道路と鉄道それぞれの安全性が向上します。こちらの写真は平和橋通りの踏切の状況です。救急車が踏切を通行していますが、救急車や消防車などの緊急車両も踏切が閉まっているときには通行ができません。踏切がなくなれば地域の安全性も向上します。

3点目が地域の発展です。立体交差化に伴い、これまで鉄道により分断されていた市街地の一体化が図られます。さらに側道、駅前広場などを整備することによって、沿線地域の道路の状況や生活環境が改善され、新たな魅力あるまちづくりが推進されます。

4点目が利便性の向上です。新しい京成立石駅にはエレベーター、エスカレーターを設置し、利用者誰もが快適に使える駅となります。また、高架下の空間は例えば公共施設や店舗を入れるなど有効活用することにより、地域の利便性が向上します。こちらの写真は連続立体交差事業により地域の活性化、利便性の向上が図られた事例です。高架化により

新たに生み出された高架下の空間に店舗や駐輪場のほか、図書館の予約図書受取窓口、保育所などの施設が設置されています。また、駅前の道路は歩行者専用道路として整備され、駅や各施設の利用者、買い物客などで賑わうようになりました。

続いて、事業の内容について御説明します。初めに連続立体交差事業の工事の進め方について御説明いたします。今回の工事は仮線方式で工事を進めますが、これは線路の北側にある既設道路または将来、側道になる用地を活用して仮線を設置し、線路を順番に切りかえていく方式です。工事の進め方は一般部と起業地である京成立石駅部の2断面で御説明いたします。

一般部はスライドで示した断面の位置で御説明いたします。これは現在の状況を示した断面図です。初めに水色で示している部分の附属街路用地を利用して仮下り線を敷設いたします。次に現下り線を仮下り線に切りかえ、続いて現上り線を仮上り線に切りかえます。そして、上り線の高架構造物を構築し、計画上り線に切りかえ、下り線の高架構造物を構築し、計画下り線に線路を切りかえて高架化が完成いたします。最後に仮下り線を撤去後、附属街路を整備いたします。完成後の構造物の高さは約8mから10.5m、幅は約9.5mになります。

京成立石駅部はスライドで示した断面の位置で御説明いたします。これは現在の京成立石駅部を示した断面図です。茶色で示している箇所が鉄道と並行して通っている区道396号線です。北側に用地を確保し、区道を付け替えた後に仮の駅舎とホームを設置し、その後、仮下り線を敷設いたします。そして、現下り線を仮下り線に切りかえます。続いて、現上り線を仮上り線に切りかえます。続いて、南側のあいた用地に上り線の高架構造物を構築し、計画上り線に切りかえ、続いて下り線の高架構造物を構築し、計画下り線に切りかえて高架化が完成いたします。高架化の完成後には駅舎の北側に沿って区道を整備します。完成後の構造物の高さは約16m、幅は約20.5mになります。

続きまして、事業認定の申請内容を御説明します。赤く着色している箇所は鉄道本体と京成立石駅の部分で、連続立体交差事業として既に都市計画事業認可を取得している箇所です。今回、事業認定を申請したのは立石駅北側の緑色と黄色に着色している箇所です。先ほどのステップ図で御説明した仮線及び仮駅舎の工事と区道付替工事に必要な部分となります。黄色が収用の部分、緑色が使用の部分となります。事業完了後も必要な用地を収用の部分、工事中のみ必要な用地を使用の部分としています。

断面図で示しますと、先ほどの施工方法で説明した図のとおり、仮駅舎を含む仮線と付

替道路の整備のため必要な用地はこのようになります。このうちオレンジ色の範囲が事業認定を申請した範囲です。工事完成後は仮線を撤去し、鉄道用地に沿って付替区道を整備します。このため緑色で着色したところは工事中のみ必要な箇所となり、使用の部分としています。また、黄色で着色したところは最終的に道路として整備する箇所となり、収用の部分としています。

申請区間のうち、こちらの中央の区間は手続保留の申し立てを行っていません。工事に当たっては資機材の搬入を行いますが、こちらの地域は道路幅員が狭く駅周辺で人通りも多いため、さきに立石駅への工事搬入路を確保する必要があります。申請区間のうち両端の箇所を先行して整備するため、先に用地取得を行う予定です。認定の告示から収用手続までの期間が1年以内と短いこともあり、一部を保留することとしました。

続きまして、環境影響評価について御説明いたします。京成押上線四つ木駅から青砥駅間連続立体交差事業は東京都環境影響評価条例の対象事業となっており、条例に基づいた手続を経て事業を進めています。環境影響評価の項目は騒音・振動、日照障害、電波障害、景観の4項目です。これらの項目について現況調査を実施した上で工事の施工中や工事の完了後に周辺環境に及ぼす影響について予測評価を行いました。

まず騒音・振動についてです。建設作業時、仮線時、完了後について評価を実施しています。評価の結果、建設作業時は騒音規制法や東京都環境確保条例で定める基準値を下回ります。工事完了後の鉄道騒音は現況値を下回ります。完了後の鉄道振動は現況値を上回る予測となっている箇所もありますが、あわせて騒音・振動対策を実施することにより周辺の生活環境に与える影響は少ないものと予測しています。また、工事完了後には事後調査を行い、影響を確認していきます。

騒音・振動対策について具体的に御説明します。まず工事中の騒音・振動対策です。左の写真のように、高さ約3mの仮囲いを設置します。あわせて、コンクリート構造物を壊す作業などの大きな騒音が予想される作業においては、右の写真のように、防音効果の高い防音シートを使うなどの対策をとるとともに、同一箇所での長時間作業がないよう作業計画を立てて工事を行います。

続いて、仮線時、完了後の軌道における騒音・振動対策です。レールについては仮線時、完了後ともに継ぎ目の少ないロングレールを採用し、継ぎ目で発生するガタンゴトンという騒音・振動を抑制します。また、通常のレールは重さが1m当たり50kgありますが、60kgのレールを設置し、重量化することで騒音・振動の低減を図ります。完了後には高架橋

の軌道の両わきに防音壁を設置します。右側の写真は高架化した京成曳舟駅付近の防音壁の設置状況です。高さはレールの上面から約1.5mあり、騒音源である車輪が十分に隠れる高さになります。

続いて、日照阻害についてです。日照阻害については、本事業の高架構造物は建築基準法や東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例の規制対象ではありませんが、これらの基準に準拠して評価しています。今回の事業区間では、地表面から4mの高さにおいて敷地境界線から5mから10m以内の範囲では5時間以上、10mを超える範囲では3時間以上の日影が規制されます。予測の結果、高架構造物により主に事業区間の北側に日影が発生しますが、事業区間の北側には側道用地を確保することから、これらの基準を超える日影は発生しないと予測しています。

続いて、電波障害についてです。調査の結果、電波障害が生じる可能性があるとして予測される箇所はありますが、本事業による障害が明らかになった場合は、アンテナ位置の調整やケーブルテレビによる受信などの保全対策をとることから、テレビ受信の障害は解消されると予測しています。

続いて、景観についてです。景観については地域景観の特性の変化と代表的な眺望地点からの眺望変化を予測しています。地域景観の特性については、鉄道構造物の平面的な位置に大きな変化はないため、住宅密集地の中を鉄道が通り抜けていく景観構成は変わらず、鉄道による市街地の分断が解消され、地域に連続性が生じ、一体感のある地域景観の特性になると予測しています。

代表的な眺望地点については、駅は周辺環境と調和を図るよう配慮することで地域の新しいシンボルとなり、高架橋部は既存の道路や高架下空間が確保されていることから、圧迫感、閉塞感のない整然とした施設が整備され、景観状況の変化はほとんどないと予測しています。

続きまして、事業の進捗状況について御説明いたします。まず用地取得の状況です。起業地における用地取得率は52%、連続立体交差事業区間全体での用地取得率は90%となっています。用地取得状況の写真です。起業地を除く一般部は事業に必要な用地取得は完了しています。起業地については取得済みの箇所と未取得の箇所があり、鋭意用地の取得を進めているところです。

次に工事の進捗状況です。昨年12月に工事説明会を開催し、事前の家屋調査を実施しました。その後、用地取得が完了した箇所から工事に着手しています。こちらは四つ木駅付

近の工事の様子です。仮囲いを設置し、準備工事を行っています。こちらは、京成立石駅付近の区道において道路の付替工事に先立ち、埋設管移設工事を行っている状況です。

以上、事業の目的や内容などについて御説明してまいりました。本事業は土地収用法第3条第1号及び第35号に該当する事業であること、起業者が事業を遂行する十分な意思と能力を有していること、事業計画は土地の適正かつ合理的な利用に寄与すること、土地を収用し、または使用する公益上の必要があることから、起業者としては土地収用法第20号の各号の要件を全て満たしていると考えております。また、事業の早期完了に対する地域の方々の期待にこたえるためにも事業の円滑な推進が必要であり、できるだけ早期に事業認定がなされることを希望しております。

以上で公述を終わります。ありがとうございました。

○議長 ありがとうございました。起業者は速やかに降壇してください。

なお、今からスクリーンを上げますので、しばらくお待ちください。

公述人A

○議長 公述を続けます。次は公述人Aから公述をしていただきます。公述人Aは壇上に上がり、公述人席についてください。また公述人からは起業者への質問の希望がありますので、東京都の方も壇上に上がり、起業者席についてください。

準備はよろしいでしょうか。現在の時刻は10時50分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図いたしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

○公述人A 私は、まず立石駅と駅付近の連続立体交差事業で現在計画されている仮線用地を確保して行うという工法・工事ではなく、直接高架工法方式による工事の方式の採用の検討を求めたいと思います。今の東京都の御説明にもありましたけれども、現在問題になっていますのは、まさに立石駅周辺の用地の確保がまだできていない、そこで地権者の方々と話し合いをしようにも、それがうまくいっていないという状況があります。それを解決する一つの方法として、私はこれから提案していきたいと思います。

直接高架方式にすれば、現在問題になっている駅付近の土地買収が最小限あるいは全くしないで済み、仮線と区道付替で土地の多くまたは全部を手放さなければならない地権者

を救うことができると私は考えます。直接高架工法については、国交省の方も東京都の方も皆さん専門家として十分に御承知のことだと思います。ただ、改めて、ここでどういうものかということの説明させていただきます。

従来の連続立体事業は、今の説明でもありましたけれども、現在通っている線路の横に仮線をつくり、立体工事の間は列車をそこに走らせ、高架ができた後には、その上の線路に列車を移動し、仮線を撤去するという工法のことだと思います。これに対して直接高架工法、直上高架工法とも言われているらしいですけれども、これは仮線を引かないで、現在列車が走っている線路の直上、真上に直接高架橋をつくるという方法であります。

これは実際に行われております。代表的なのが京浜急行の蒲田駅付近の連続立体交差事業がそうです。この事業で直接高架工法方式が採用されました。というのは事情があります。京急線の高架化が進められているんですけども、京急蒲田駅付近の区間は非常に密集した市街地であって、仮線用地の取得が非常に困難であったということと、開かずの踏切による慢性的で深刻な交通渋滞は四つ木の踏切の比ではないですね、ほとんどあかないという状況が続いて事故も多発していたといった事情や、羽田空港へのアクセスへの改善が急がれていたといったような事情で、早期に立体事業を完成させる必要があったということから、土地の買収のための時間を省いて短期間でできる工法として採用されたと聞いております。

具体的なやり方は、直接高架施工機と呼ばれる機械——プロジェクターがあれば説明できるんですけども——、要するに、現在ある線路の上にまたぐようにして線路の横にレールをつくって、大型機械を移動させていく。少しずつ移動しながら線路の両側に基礎の杭の工事を行う。そこに柱を建て、さらにはりをかけて、スラブという床を敷き、コンクリートを打設していく。要するに、下を電車が通りながら、少しずつ上の高架橋をつくっていくというやり方です。

この一連の工事を列車の通る真上で行うという工法は、建設業界の雑誌に「建設グラフ」というのがあって、その2006年4月号で次のような特徴があると書いております。「建設機械騒音の低減化及び無排気ガス化を実現するほか、高架橋の柱、はり、スラブに工場製作部材、工場で作ったものを持ってくることにより、工期短縮、作業の振動及び騒音の低減化を図っている。移動式の直接高架施工機は営業している鉄道路線をまたぐ形の作業床を持ち、その上に大型クレーンを装備する。幅が異なった高架橋及び駅などでは施工機の柱の間隔や高さを油圧装置により自由に調整できるなど、機能面においても非常

にすぐれた工法である」と紹介しております。

すなわち、周りの環境に騒音や振動の悪影響を及ぼさない、工期も短く済む、そして、何よりも住民が立ち退かなくて済む。また機能面でも非常にすぐれているということとなれば、この工法を採用しない手はないと思うのですが、専門家の皆さん、どうでしょうか。

京成線の四つ木～青砥間の連続立体交差事業においても、この工法については起業者である東京都や京成電鉄も既に検討されていると思っておりますが、そこで東京都に御質問いたします。四つ木～青砥間の連続立体交差事業で直接高架方式の検討は行われたのでしょうか。そして、行われて、それが却下されたとすれば、その理由は何だったのでしょうか。お願いいたします。

○議長 ただいまの質問について東京都から回答をお願いいたします。

○起業者 東京都からお答えさせていただきます。

お話にございましたように、事業認可を申請する前から工法の検討は行ってございます。お話のございました仮線工法と直接持ち上げる直上工法を比較した結果として、仮線工法を採用いたしました。

その理由でございます。直上工法については、先ほどお話がございましたように、現在線をまたいで構造物をつくっていくという工法でございます。そのため現在線の上空につくるために幅員が広がります。それから、現在走っている電車を避けて離隔をとって構造物をつくる必要がございますので、高さも高くなります。そうしたことがございますと、北側の日影の影響が広がっていくということがございます。

それから、工事の状況でございます。直上方式になりますと、終電が終わった後、線路が全て閉鎖した状態になります。電流も通らない状態になっております。その後の工事となりますので、仮線工法と比較しますと夜間工事が増加いたします。そのため1日当たりの作業時間が少なくなりますので、工事期間としては長くなります。また、夜間作業が多くなりますと、騒音・振動が発生するのが夜間となりますので、そういった面でも夜間工事を少なくすることが望ましい。

あと、建設費用全体でございます。高架橋の幅員、高さが高くなるということがございますので、これも仮線工法に比べると増加することになります。

こうした理由を勘案いたしまして仮線工法を採用し、現在用地を取得させていただくとともに、多くの方に御協力いただいて進めておるところでございます。

以上でございます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人A 今の御説明ですと、さまざまな技術的な問題があるということと、トータル的にはコストもそんなに安くはないということだと思っうんですね。

例えば、高さが高くなるとか、幅員が広がるとか、私は素人ですから京急線の高架工事を深く突っ込んで研究したわけではないんですけども、そういったものもかなり検討されて、一番いい方法としてこれが採用されたと思っていますし、先ほどの「建設グラフ」という雑誌の紹介でも、振動だとか、周りへの影響が軽減されているというふうに、かなり改良されてきているということで、京急線では環境への影響を考慮されてやられているはずだと思っうんです。ですから、もう一度、この問題について検討する余地は多分にあると私は思います。

それから、今の御説明を聞きました。また先ほどの東京都の御説明を聞きましたけれども、この高架事業、連続立体事業の目的は、踏切の問題だとか、鉄道の効率化だとか、スピードアップ化だとか、いろいろ言われています。要するに、便利になるということ。そして、今の御説明でありましたように、この工事の工法の仕方もそんなに安くは済まない、金がかかりますよということだと思っうんですね。

この連続立体事業は確かに公共事業だと思います。しかしながら、住んでいる人たちにとってみれば、いわば住みなれている場所から望みもしないのに出ていかざるを得ないということなわけです。「公共事業だから、住んでいる人たちは公共のためにどいてもらうのは当然なんだ。これだけすばらしい高架橋ができるのにどかないというのはエゴである」という発想がもしあるとすれば、それが一番問題だと私は思います。

確かに高架化で便利になるかもしれませんが、しかし、そのために住民は犠牲を押しつけられるわけです。だから、公共事業というのは、そうした犠牲を住民に払わせないで済むやり方を徹底的に追求するというのが行政の義務だと思います。例えば小田急線の複々線工事化があります。最初は高架、上に通すということであったわけですがけれども、住民の要望を取り入れて地下化にされました。住民の利益のため、住民の希望を組み入れて、工事の工法を柔軟に行っていくということは大原則だと思っています。

私はここで地下化を言っているわけでも何でもありません。ただ、高架をやる上で、そういう工法があるんだと、ただ単に簡単に検討して済ませるのではなくて、住民の生活のことを優先して考える観点から、直接高架方式の採用の検討をもう一度求める。そのように私は言いたいです。

そして、同様の考え方で立石駅自身の高架化の工事も考えてほしいと思います。先ほど何度も説明がありましたけれども、現在ある駅の横に仮線用地を確保するやり方ではなくて、現在の駅の幅は19mぐらいだと思いますけれども、この幅の中での高架化をすると、その工法を本当に知恵を絞って考え抜いてほしい。

京急蒲田駅はそうした知恵と工夫で、京成青砥駅のような上下線が2層になる駅舎をつくりました。京成立石駅もそういう構想があってもいいと思うんです。京急線の駅の工事は、ホームが2つあったのを、いろいろ移動しながら工夫して上に持っていくという。

ですから、立石の駅も、例えば上下線2つに分かれているホームを一時真ん中の島のホームにして、両側の橋の工事を進める。私は専門家ではないですから、専門家の皆さんに本当に知恵を出してもらって、そういう駅のつくり方を求めることができると思います。この際、そういう工法による高架化を考えてほしい。

私は、何度も言いますが、仮線用地を確保しないということになれば、そこで住んでいる方々から土地を取り上げる必要はなくなるわけです。確かに高い駅舎ができれば隣接する住民の間で日照の問題なんかが出てくると思います。しかし、それは別の問題だと思います。また、そのことについては後ほど述べたいと思います。

繰り返します。私は高架化工事の工法について直接高架工法の採用をいま一度検討することを要求します。少なくとも、この検討の時期においては仮線工事及び区道付替工事の事業認定はしないしてほしい。そのように要求したいと思います。

時間が半分過ぎました。もう一つ述べたいことがあります。それは立石駅北口再開発問題との絡みです。先ほど申し上げた用地買収を伴わない立石駅とその付近の高架化工事の採用を私は求めておりますけれども、検討した結果、従来どおりの仮線方式をとるなどというふうに結論が出るようでしたら、その検討結果については地元住民に納得いくまで説明することを、まず求めたいと思います。

その場合は、改めて仮線工事及び区道付替工事の事業認定がとられてくると思うわけですが、その場合でも事業認定と土地収用法の適用は待つてほしいと要求します。なぜなら、駅北口再開発問題がまだ解決していないからです。本日は再開発の問題で述べるという場ではないので詳しいことは申し上げませんが、現実に再開発地域にかかっている地権者が高架でもってどかさされることについて、地権者と東京都起業者との間で、いわばもめているわけです。こういうことになったそもそもの原因があるんです。

葛飾区の進める北口再開発と立石駅の高架化はもともとは一つの事業として考えられて

いましたし、葛飾区の説明もずうっとそうでした。葛飾区が示してきた再開発計画の中にも連続立体事業に係る都市計画道路の収用の線が駅の四つ木側、青砥側には引かれていましたけれども、再開発エリアの中には引かれておりません。駅に隣接する地権者は再開発の中で自分たちの土地がどうなるかが決まるとずうっと考えてきたわけです。

突如、1年前ですけれども、区の担当者から「立体事業で土地収用法の申請をするから、任意売買にすぐに応じるように」と通告されたわけです。理由は「再開発がまだ目途が立っていない。それに対し連続立体事業は待ったなしだから、こちらを先行する」というものでした。事前の打診も説明もなく、全く寝耳に水、不意打ちを食らったも同然だったわけです。「区は地権者のことなど全く考えていない。追い出すことしか考えていない」と、区に対する不信は地権者の間で極度に高まりました。

要するに、行政側の混乱、東京都と葛飾区との間の食い違い、再開発と高架事業の関係の一貫性のなさや行政の御都合主義が地権者を途方に暮れさせているわけです。例えば、ある地権者は「自分の地所の一部を高架化工事の仮線用地として買収される。一部を借地として一時的に取り上げられる。残る一部が残される」という状況に追い込まれております。何年か後に借地として返されたとして、その土地をどうできるというんでしょうか。また、残った土地に住居を建てたとしても、再開発でまた取り上げられる可能性があるわけです。こんな不安定な状況で生活再建の見通しなど立てられるでしょうか。再開発と立体交差事業が一体だったのを分離したから、こんな矛盾が出てきたと言わざるを得ないと思います。

したがって、私は再開発事業と立体交差事業を一体の事業として戻すべきであると主張します。再開発エリアの中に仮線工事と道路事業による土地収用法の適用をするのはやめるよう要求します。少なくとも再開発問題の解決までは、適用は延期すべきです。

立石駅に隣接する地権者は、高架化するからと言われても、誰も立石を離れたいなどとは思っていません。しかし、土地収用法の適用を延期し、任意売買の強要の不安がなくなれば、再開発をどうするかということの中で自分たちの生活の維持・発展を考えることができるようになります。立石に残る可能性が開けてくるわけです。

確かに、立石北口再開発は暗礁に乗り上げています。超高層ビルによる現計画が余りにも矛盾だらけで、地権者の多くが従前の資産価値を低く計算され、巨額の自己資金を用意しなければ再開発ビルに入れなからなわけです。さらに地震に脆いと言われる超高層ビルになど移りたくないという地権者も多くいます。現行の再開発計画は現行計画への不安

と反対が強いから進められないわけです。

しかし、超高層ビルによらない再開発案づくりが市民の間でつくられ始めています。この案が現行計画にかわって住民の間で真剣に検討されるようになれば、地権者はそれほど負担もなく立石に住み続けられるような可能性が出てきます。立石がどうなるかは、そう遠くない時期にその展望が見えてきます。だから、それまでは土地収用法の適用は控えるべきだと私は思います。さらに言えば、先ほど提言した直接高架工法を採用すれば、それこそ再開発の進捗状況に関係なく立体交差事業を進めることができるわけです。そういった利点があると私は思います。

以上が私からの意見と提案です。極めて実現性の高い、そして、何よりも地権者への犠牲が最小限に済む提案と私は自負しております。積極的にお考えくださるようお願い申し上げます。

以上です。

○議長 どうもありがとうございました。公述人及び起業者は速やかに降壇してください。

それでは、11時35分まで休憩といたします。

〔暫時休憩〕

公述人B

○議長 11時35分になりましたので、公聴会を再開いたします。

次は公述人Bから公述していただきます。公述人Bは壇上に上がり、公述人席についてください。また公述人からは起業者への質問の希望がありますので、東京都の方も壇上に上がり、起業者席についてください。

準備はよろしいですか。現在の時刻は11時36分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をいたしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

○公述人B 新しい駅についてお尋ねします。乗降客をどのぐらいに考えていらっしゃるか教えていただきたいと思います。

○議長 今のは乗降客ということで、あらかじめ質問にはなかったんですけども、東京都は回答できる範囲で回答をお願いします。

○起業者 では、お答えいたします。事前の通知がございませんでしたので、具体的な数字はお持ちしておりません。ただ、連続立体交差事業によって乗降客がふえると、変化するという事は、基本的には考えてございません。

○議長 公述を続けてください。

○公述人B どのくらいの規模の乗降客を見込んで駅をつくられるのかなと思ったので、ちょっとお伺いしたかったんです。今より多くなるというぐらいの考え方ということなのかな。

○議長 回答できますか。

○起業者 今申し上げたとおり、大きな変化が生じるということは考えてございません。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人B 先ほど説明していただいたように、工事が始まる前に、駅の周りに住んでいる人に、工事について詳しい説明会をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長 それも質問ということですか。あらかじめそういった質問はなかったんですけども、東京都さん、御回答をお願いします。

○起業者 工事の説明会は昨年12月に実施をさせていただきました。具体的な工事はこれから始まってまいります。四つ木駅の駅前に工事の案内看板を出させていただいたり、工程をお知らせする看板等々を出させていただきました。場合によっては、チラシの投函とか、そういったことも一般的にやらせていただいておりますので、工事が始まる際には地域の皆様へのお知らせという手段は講じていきたいと思っています。

○公述人B 道が通れなくなるとか、ここは通行止めでだめですよとか、そういうのを知りたいなと思ったんです。

○議長 よろしいですか。回答をお願いします。

○起業者 御不安はあると思います。工事を進めていくに当たって、例えば一時的に踏切が通行できなくなったり、一時的に近所の道路が通行できなくなったりするということが最小限になるように努力をさせていただきます。その上で、そういった事態が起こるときには、例えば通行を規制させていただく前に、期間をもってお知らせをさせていただくようにしたいと思います。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人B 駅の工事によって、家の傾きとか、ドアが閉まらないとか、壁にひびが入っ

たり、床にひびが入ったとか、そういうのは元通りに直していただけるんだらうと思っ
ていますけども、どうなんでしょうね。

○議長 御回答できますか。お願いします。

○起業者 既に沿線で工事に着手しているところもそうなんです、工事に着手するの
先立ちまして、家屋の調査をお願いしております。その家屋の調査は事前調査と申し上げ
まして、工事の影響で傾いたり、ひびが入ったりということがあった場合に、それがわか
るように事前の調査をお願いさせていただいています。事業が完了しましたときに、また
事後の調査をさせていただきまして、因果関係が認められる場合には補償させていただく
という形になります。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人B 駅の工事中に、駅のホームにエレベーターで降りたりできるんでしょうかと
いうことなんですけど。エレベーターは使えますかということです。

○議長 御回答願います。

○起業者 基本的に駅内の動線等はなるべく動かさないで済むようにということで工事の
計画を立ててまいります。工事中のお話であれば、今申し上げたように、なるべく影響が
出ないように現在の動線を確保していきます。工事後ということであれば、東京都の福祉
のまちづくり整備マニュアルに沿った形でエレベーター等々、いわゆるバリアフリーの施
設が設置され、どなたでも扱いやすい、移動しやすい駅に変わる予定でございます。

○公述人B 工事中でも足の不自由な人はエレベーターを使いたいと思うんですけども、
工事中でもエレベーターは使えるんですね。

○議長 御回答できますか。お願いします。

○起業者 まず現状の立石駅でございますが、上り方面はエレベーターがついているかと
思いますし、下り方面はたしかエレベーターがついていない状況だと思います。工事中は
現在上り方面についているエレベーター等が使えるような形で工事の計画はつくってまい
りたい。ただ、現在ないところに仮のをつけるというのは、今のところは考えてございま
せん。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人B 新しい駅になった場合にエレベーターとエスカレーターがつくという先ほど
の話ですけども、それは何基ついて、どの辺につくんでしょうかということなんですけ
ど、大丈夫でしょうか。

○議長 起業者は回答願います。

○起業者 先ほど申し上げましたとおり、福祉のまちづくり条例の整備マニュアルがございますので、こうしたものを踏まえて、高齢者、障がい者等を含めた全ての方が構内を安全かつ円滑に移動できるように整備をいたします。ですので、下りホームにはないというところも当然設置されるということになります。

具体的にはエレベーター、エスカレーター、点字ブロック、それから多目的トイレなども、こういったマニュアルに記載されていますので、そういったものが整備をされますが、位置の詳細は、今時点では決まっておられません。人の流れ、レイアウト等を考慮して今後、検討してまいります。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人B 高架になったときに高架の下は結構暗いことがあったり、駅の周りがちょっと暗かったりするようなことがあるんですけど、そういうことがないように配慮してほしいと思いますけども、お願いできますでしょうか。

○議長 それは質問ということですか。（起業者は）御回答できますか。

○起業者 高架下の利用に関する御質問だと理解させていただいてお答えさせていただきます。お隣、墨田区の曳舟駅付近は最近、高架化が完了いたしまして、多くの高架下利用が始まっていくところがございます。そうした形も踏まえて、高架下の活用については、どういった場所で、どういった用途で使っていくのかということ東京都、葛飾区、京成電鉄の三者で検討してまいります。

例えば今申し上げた事業ですと、子どもが遊べる施設をつくっている事例があったり、駐輪場ですとか、観光案内所ですとか、図書館の受取窓口などを設置しているような事例もございます。いろいろな活用が考えられますので、そういったことを今後、検討して、今言ったような暗くて怖いということはないような活用が図られることを検討してまいります。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人B 工事中に通行する道路の標示をすごくはっきりとわかりやすく表示してほしいと思います。これはお願いです。

以上ですけども、よろしいでしょうか。

○議長 よろしいですか。

○公述人B ありがとうございます。

○議長 ありがとうございます。公述人は速やかに降壇してください。

公述人C

○議長 ただいまの公述が予定より早く終了しましたが、次に公述いただく公述人Cからは公述の開始時刻が早まることについて同意いただいておりますので、公述を開始したいと思います。公述人Cから公述いただきます。壇上へ上がって、公述人席についてください。また公述人からは起業者への質問の希望がありますので、東京都の方には引き続き壇上に上がっていただいております。

準備はよろしいでしょうか。現在の時刻は11時48分です。ただいまから公述を開始し、10分間で終了するようお願いいたします。また、終了5分前、1分前に呼び鈴で合図をいたしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

○公述人C 立石駅の高架工事はいつから始まって、いつまでに終わるのでしょうか。

○議長 起業者から回答願います。

○起業者 高架工事でございます。まず連続立体交差事業の工事でございますが、四つ木駅から青砥駅間を高架化するというので、全体の工事説明会を昨年12月に行わせていただきました。既に四つ木駅付近でありますとか、工事に着手できるところ、用地取得が完了したところについては工事を行ってございます。立石駅区間についても、同様に用地の取得が完了いたしましたところから順次、工事に着手してまいりたいと考えております。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人C 大体の日にちはわかるのでしょうか。

○議長 回答をお願いします。

○起業者 回答させていただきます。日にちというと、なかなか難しい状況でございます。用地の取得状況によって着手できるタイミングが変化してまいりますので、この後、用地を取得させていただく状況を見て時期は決まってくるものと考えております。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人C 工事中の買い物に行くのにはどのように行くのでしょうか。今は踏切と地下道を通って行っているのですが、地下道はベビーカーとか自転車は通れないんですね。そこはどのようになるのでしょうか。お年を召した方も階段はちょっと大変なので、不便の

ないようにしていただくことってできますでしょうか。

○議長 質問ということによろしいですか。

○公述人C はい。

○議長 東京都、回答願います。

○起業者 御心配あると思います。先ほど御説明もいたしましたとおり、工事中の通路についてはしっかり確保してまいりたいと思っております。例えば、今通れているところの通行が極力できるようにというふうに考えてございます。現在、地下通路になっているところは駅を避ける形で下にいっていますので、事業が完了する時には平面レベルで通れるようになります。ただ、工事中は、工事の取り合いなどがございますので、極力通れるように配慮いたしますが、ときどき通れなくなったり、別の場所を通っていただくような形もあるかと思いますが、それはきちんと確保してまいります。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人C 今のまま通るわけですか。そうじゃなくて、自転車とかベビーカーが通れるようになるわけですか。

○議長 回答をお願いします。

○起業者 事業の完成後は平面になります。工事中は今の状況で通れるように極力配慮してまいりまして、今のところが通れなくなるときには、きちんとお知らせをさせていただくような形になります。

○議長 公述をよろしくをお願いします。

○公述人C その下を自転車とかベビーカーが通れるようにはしていただくことはできないということですか。

○議長 それは工事期間中ということですか。

○公述人C 工事期間中です。

○議長 回答願います。

○起業者 工事期間中については、現在の地下道の状態で通行していただくような形になります。

○議長 公述を続けてください。

○公述人C 終わりです。

○議長 よろしいですか。

どうもありがとうございました。公述人及び起業者は速やかに降壇してください。

早く終わりましたけれども、12時55分まで休憩とさせていただきます。

〔暫時休憩〕

公述人D

○議長 12時55分になりましたので、公聴会を再開いたします。次は公述人Dから公述していただきます。公述人Dは壇上に上がり、公述人席についてください。また公述人からは起業者への質問の希望がありますので、東京都の方も壇上に上がり、起業者席についてください。

準備はよろしいですか。現在の時刻は12時56分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をいたしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

○公述人D 公述人Dです。よろしくお願いいたします。

地権者が仕事や病気で出席できず、自分の主張が言えませんが、私が代弁させていただきます。提出しましたものと質問の内容がちょっと違っておられますので、申しわけありません。

まず駅の設計段階で現地を見ていますか。

○議長 ただいまの質問に回答できるようでしたら、回答してください。

○起業者 こちらは事前に通告されている質問についてお答えするのかなと考えてございますが、大幅に変わっている内容についてもお答えしたほうがよろしいですか。

○議長 常識の範囲でお答えできればと思います。

○起業者 駅の設計ということでございましたけれども、事業をするに当たって現地の調査はしておりますので、状況については確認をしております。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D 図面だけで、こうすると決めていませんか。現在建っているものがどんなものか、一例として、しっかりと建てられているビル、その一部分が用地として必要としても、現在の建物は全部壊さなければなりません。内装は檜や職人が手をかけたものであり、踊り舞台があり、外から見ただけではわかりません。今では材料も手に入らず、本当につくれないものだと思います。そういうものを本当に壊さなければならないのでしょうか。

説明を伺っていますと、まだ設計で駅をずらすとか、2案、3案みたいなものを検討できるのではないかと。壊す費用だけでも大変ですし、費用の面からも検討していただいて、そういうことはできないでしょうか。

○議長 費用の関係という質問ですか。

○公述人D 壊す費用とか補償したり、いろいろしなければいけないんですよね。そういう費用を考えたときに、設計のほうをちょっと変えろとか、そういうほうが安いのではないのでしょうかという質問です。

○議長 設計というのは何の設計のことですか。

○公述人D 駅の位置をちょっとずらすとか、そういうことはできないですかねということなんです。

○議長 今の質問も事前にいただいておりませんが、回答できる範囲で回答をお願いします。

○起業者 回答できる範囲で回答させていただきます。

まず、お話しのございました補償に関して、さまざまなお宅のさまざまな状況があるということでございます。我々、その辺ももちろん認識しております。補償の内容に関しては、本件事業は葛飾区が窓口となって地元の皆様方とお話し合いをさせていただいております。また個別の説明会等々のときには、東京都も出て御説明をさせていただいていると思います。

それをお願いしておりますのが家屋調査というものでございます。これは一軒一軒の家屋の状況あるいは、お荷物がどういったもの、動産はどういったものがあるのか、不動産はどういったものがあるのか、どのような造りのお宅なのかということ調査させていただいて、補償金の算定をさせていただくための事前の準備とさせていただいております。そういうわけで、皆様方の家屋の調査はさせていただいております。あるいは、させていただきますというお願いをさせていただいている状況だと思います。

あとは設計についてということでございますが、長い期間、都市計画の説明の段階から御説明をさせていただいて、さまざまな手法を検討しまして、現在の形で都市計画を決定させていただいておりますので、基本的に、この都市計画について今から変更することは考えてございません。このような形で事業についてしっかり御説明をして御協力をいただきたいと思います。

○議長 公述人、続けてください。

○公述人D 先ほども説明会をたくさんやってきましたと言われましたけれども、きょうの立石駅前の人たちに関しては、あくまで開発ということで、そういう話は、こちらから都の方に来てくださいというので話が始まっているように思うんですが、いかがですか。それこそ、来ていただいて交渉といいますか、家屋を見せてくださいとか、そういうのがやっと始まったと思いますが。

○議長 今の質問も事前にはないですけども、回答できる範囲でよろしくをお願いします。

○起業者 今の御質問にお答えします。

まずは都市計画段階から何度か全体の説明会はさせていただいております。それから、御当地におきましても事業に関する説明会は昨年7月にやらせていただきました。また12月には、全体対象でございますが、工事説明会という形で開催させていただいております。それから、公述人Dも含めて住民の方々の御要請に応じまして個別の説明会を4回開催させていただきました。

その都度、質問の時間もとらせていただいて、質問が出なくなるまで質問について御回答しているということで、パンフレットにも書いてございますが、そのときに連絡先をきちんとお示ししまして、個別にお問い合わせがあればいつでもという話もさせていただいております。

あるいは、用地の補償に関しましては、先ほど申し上げた葛飾区が窓口となって、皆様のいる場では話しにくいお話も含めて、個別に御相談に乗りますということでお話をさせていただいておりますので、基本的には多くの機会で説明をさせていただいているものと認識しています。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D 今言われたように、駅が高架になりますという話は、広く立石の人々に向けてシンフォニーとか開かれて、「高架になりますね」というのはわかっています。ただ、区が個別に話し合いますみたいになる前に、地権者に対して「どういうふうにするので、おたくはここからここまで必要な土地ですよ」というのをもうちょっときちんと説明して、それから……。そういう説明が事前がないというか、はっきりしていないというふうな、はっきりここまでこう使うのよと言われたという認識がないみたいなふうなことをおっしゃっていました。

立ち退くのが当然であるかのような話から始まっていますねということと、これはお願いです。これからも高架事業とか、たくさんのいろいろなお話があると思いますけれども、

そちらはお仕事ですから、よくわかって普通にお話してくださっていると思うんですが、初めてのことで、一生に一度あるかないかの経験だと思うんです。そんなんで、言葉自体がわからない。そういうことがすごくありました。

私たちも理解できないんですね、その言葉を言われても、どういうことなのって。ほかの方も、もっとやさしく砕けた言葉で、私たち普通の人ができるように説明してほしい。区に対しても、何条がどうかだと言われるんですけれども、そんなことを言われてもわからないんですよ、私たちとしては。皆さんがわかるように、やさしい言葉で、これはこうなんですよみたいな説明を平たくしてほしいというか。そういう説明の仕方をして、話し合いをしてほしい。それが希望です。これは質問ではないので、希望です。お願いします。

最後に、皆さんからの言葉として、「一生懸命働いて建てた家、これから年を取っていくのに安心して暮らせると思っていたのに自分の家がなくなるなんて、こんなことになるなんて思ってもいませんでした。自分の生活がこれまでどおりできるよう、安心して生きていけるよう、しっかり生活再建をお願いします」。

私はここまでなんですが、今までの都の説明で公述人Cや何かの質問で全部お答えいただいていないと思うので、ちょっとお聞きしてもよろしいでしょうか。

立石駅の工事がいつから始まるというのは、土地のあれが済んでからというのはわかります。工事はどのぐらいの期間かかるんでしょうか。曳舟がほとんど終わっている状態であれば、曳舟は何年間かかって、どのぐらいの費用がかかっているとか、わかる範囲でお願いします。

○議長 わかる範囲で起業者から回答願います。

○起業者 まずこの事業の全体の事業費で申し上げますと、483億円が連続立体交差事業の事業費でございます。ただ、これは用地の費用も含んでおりますので、どれくらいのお金というのは、今すぐにお答えするのは難しいですね。

それから、駅部工事の着手時期については、先ほど申し上げたような形で、用地の取得状況を踏まえてという形になります。事業自体は34年度の完成を目指してということで事業認可を取得しておりますので、その完成に間に合うように工事には着手をしていきたい、進めていきたいという考えは持っております。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D 今で34年というのは立石の駅だけのことですか。それとも高砂のほうまで

ということですか。

○議長 回答をお願いします。

○起業者 高砂はもちろん入ってなくて、今回の事業区間は四つ木駅から青砥駅の若干手前のあたりまでということなので、その区間の完成をということですか。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D 先ほどの回答で高架下の使い方ですね、それはでき上がってから決めるものなんですか。私たちは設計段階で、駅ができる段階で、ある程度のものできているのではないのかなと予想しているんですが、どうなんでしょう。

○議長 これも事前の質問はありませんけれども、回答できる範囲でお願いします。

○起業者 先ほどお答えしましたとおりに、高架下の利用計画については東京都、京成電鉄、地元の葛飾区の三者で検討して決めてまいります。完成してから計画ができるのかという御質問だったかと思いますが、例えばお隣の墨田区の事例で申し上げますと、高架がそろそろできそうだというその前から検討は始まっていきます。高架が始まる2、3年前ぐらいから検討が始まるケースがほかの連続立体交差事業の現場でも多くございます。なので、こちらについても、もうしばらく進んでいったときに、高架に先立って、どういうふうに使われていくのかという検討が始まっていくと考えております。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D 今の段階では白紙状態と思ってよろしいんですか。

○議長 回答できますか。

○起業者 現時点では決まっておりません。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D 先ほどの東京都の説明で利便性とか通行がスムーズになるからという説明はよくわかりましたが、どかなければならない人に対して、こういうふうに皆さんにどいていただきましたとか、そういうことは全然お考えにならないんですね。ただ、きれいになって皆さんの便利になりましたよ、皆さんにどいていただきましたよみたいのはないというか、そういう思いやりがない説明だったなと思うんですが。

○議長 それは御意見ということですか。御質問ということですか。

○公述人D できれば答えていただきたい。説明のときに、ここからここまでの間の皆さんにはどいていただいてこういうものができましたよというのは一切関係ないんですね。道路をこういうふうに工事しますから、どいてくださいで、この方たち全部どいていただ

いてできましたみたいのは別に関係ないということですね。

○議長 それについて御回答できますか。

○起業者 御質問の趣旨がよくわからないんですが、まず連続立体交差事業については、冒頭公述させていただきましたように、踏切が除却されまして、交通渋滞あるいは地域分断が解消されます。駅前で長い時間お待ちになられている方が大変多くいらっしゃるのではないかと思います。そうしたところは解消されて、地域にとっても極めて効果の高い事業だというふうに認識しております。

これまで用地の取得に御協力いただいた方は本当に多くございます。本当に多くいらっしゃいまして、お一人お一人の貴重な財産をお譲りいただいて、駅部以外のところについてはほとんど全ての用地についてはお譲りいただいている状況でございます。なので、決して皆様方をないがしろにして事業を進めるつもりはございません。だからこそ適切な補償をさせていただいて、御説明をさせていただき、御理解いただきたいということで、これまでもお話ししてきていると思います。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D もう一つ。先ほど立石駅の地下道はなるべく普通に通れるようにしますとおっしゃっていたのですが、私たちが図面を見たときに、電車をこちらに移動して工事をすると、あそこは通れないのではないかと思います。どうなのでしょう。

○議長 事前に質問ありませんでしたけれども、回答できますか。お願いします。

○起業者 今のお話ですけれども、例えば工事のヤード内に仮の通路を設けるなどして、なるべく通れるようにしたい、最大限通れるようにしたいと考えています。

今の御質問は、工事のヤードが入ってしまうと、今の入口まで行けないのではないかとことだと思えます。それに関しては、工事のヤードの中に通れる空間をつくることはできますので、最大限地下通路へのアクセスをできるように配慮しながら工事を進めてまいりたいと思っています。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D 私が言ったのは、線路がこっちへ移動してきたときに、あそこの通路には来ないんですか。

○議長 繰り返しになりますけれども、回答願います。

○起業者 回答いたします。工事のヤードの中で仮線がございますね、仮線をくぐる形で仮の通路を設けられるように検討してまいります。確かに御心配はわかりました。私の説

明がわかりにくくて申しわけなかったんですが、くぐるような地下施設を何とかつくりたいと思っています。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D あその通路がないと……。南北の一番の近道といいますか、不便なためにあそこができたので、工事期間中、なるべく通れるようにしておいていただきたいんです。

それと、先ほど表示をしてくださるようにと言ったんですけど、事前に、ここはいつまで通れませんよと。駅なので通学の人もあるし、通勤の人もあるし、使う方に本当にわかるように、南も北もこういうふうに使います、いつからはここが使えなくてこっちになりますからみたいな表示はきちんとしていただかないと……。それと、済みませんが、年を取った方は見づらいから、はっきりと字も大きくしていただきたいと思います。

それから、「ここを通ってください」と、人も立っていらっしゃると思うので、その点は安全だと思うんですが、そういうことはありますよね。きちんと人が立って「こっちを通ってください」と。今はうちを建てるときも工事中に何名立っていなければいけないみたいがあるので、曳舟あたりも結構ちゃんと立ってやってらした、すごく狭かったけども。狭くて暗かったので本当は足元も危ないと思うので、立石の駅も結構落ちている方がいらっしゃるので、工事中は本当に注意をしてやっていただきたいと思います。

○議長 今のは御意見ということでよろしいですか。

まだ時間はありますけれども、よろしいですか。

○公述人D 青砥の駅は上野線と押上線と2つになっていますから上下2つになっていますけど、先ほどの立石の絵のでき上がったとき、電車が2つあるというのはわかります。ただ、改札とかは今までのままでのところなんですか。それとも、青砥みたいに改札が下にあって駅が上にあるというか、ホームが上にある形なんですか。ああいう絵がすごくわかりづらいんです。

前の説明会の際にいただいた紙もありますけれども、ホームとか改札とか、工事期間中の電車が来て、そうすると、我々はホームは一つなのかなとか見えたり、図面的なあれはすごくわかりづらいので、もうちょっとわかるような図面にしてほしかったなと思います。

新しい駅はホームと一緒に改札はありますか。

○議長 御質問ということでよろしいですか。これも事前に質問ないですけども、回答できる範囲でよろしくお願いします。

○起業者 下に改札がございまして、階段やエスカレーターを上るとホームがあると、そういった構造になります。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D 今の改札がありますね。あそこの改札はそのまま使うような形ですか。

○議長 御回答できますか。お願いします。

○起業者 基本的には、工事中はなるべく現在の改札の位置から動かないようにということで考えてございます。完成時点については、まだ決まってございませんので、人の流れ等々を勘案して、これから検討してまいりたいと思っています。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D そうすると、階段とかエレベーター、エスカレーターをつけてくださるといふことは、もうちょっと先になってみないと、どこの位置につくというのはわからないわけですか。人の流れを見てとおっしゃっていたので、どうなんでしょう。

○議長 繰り返しになりますけれども、よろしくお願いします。

○起業者 詳細な位置についてはまだ決まっていません。人の流れを見て決めていきたいと思えます。駅の施設ですとか、そういったものの取り合いなどもございますので、そうしたのを見ながら、人の流れを見て、これから検討してまいります。ただ、エスカレーターですとか、エレベーターですとか、そういった機能はしっかり確保していくということでございます。

○議長 公述を続けてください。

○公述人D 「そういう位置が決まっていない」「駅は動かさせません」、納得いかないところが多いなと思えます。ですから、全部決まっていないのであれば検討していただいてもいいのではないかなということで、私の意見としてお願いします。

○議長 御意見ということでよろしいですか。

○公述人D はい。

○議長 どうもありがとうございました。公述人は速やかに降壇してください。

公述人E

○議長 若干時間は早目ですけれども、公述人Eからは時刻が早まることについて御了解いただいておりますので、進めていきたいと思えます。

次は公述人Eから公述をしていただきます。公述人Eは壇上に上がって公述人席につい

てください。また公述人から起業者への質問の希望がありますので、東京都の方には引き続き壇上に上がっていただいております。

準備はよろしいですか。現在の時刻は13時23分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をいたしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

○公述人E 私は地権者にとって一番大切な損失補償について時間を3つに分け、質問をいたします。

まずは完全補償についてです。買収予定の土地と建物を現在と同等か、それ以上の条件を満たした場所と建物を地権者が自己負担は全くなしで取得できるのはもちろん、移転等に関連する費用についても全額補償は当然のことと思いますが、全額補償の確約をお願いいたします。お答えしていただきたいと思います。

○議長 今の御質問について起業者から回答をお願いします。

○起業者 回答いたします。土地等の補償金の算定に当たりましては、同一の基準に基づきまして適正な補償を行うということが求められております。東京都の公共事業におきましては、事業の円滑な遂行と損失の適切な補償の確保を図るために、東京都の事業の施行に伴う損失補償基準を定めまして、この基準に基づいて算定した金額を補償させていただいております。この基準は、昭和37年に閣議決定をされました公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱と、中央用地対策連絡協議会が定めました公共用地の取得に伴う損失補償基準を参考といたしまして、東京都で定めたものでございます。

この基準に基づきまして、現在お持ちの財産の価値を算定いたしまして、当該建物を妥当と認められる移転方法により移転するために必要な補償という形で補償をさせていただきたいと考えてございます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E 今のお話ですと、現在の土地・建物の評価が低くなってしまった場合、現在と同じ生活をできるように再建するには非常に難しくなると思うんです。ですから、生活再建を完全に補償できるように約束してもらいたいんです。確約をお願いします。

○議長 それは御意見ですか、それとも質問ですか。

○公述人E 質問です。できますかということです。

○議長 先ほどに関連する質問ですので、回答をお願いします。

○起業者 お答えいたします。

例えば、お持ちのお宅が新築から年数を経過している場合、新築の建物に比べれば財産的価値は低く評価されざるを得ないというところは避けられないと考えてございます。一般的にも避けられないものだと思います。

現在お持ちの財産と同等以上の補償を確約してくださいということでございますが、今申し上げたように、現在の価値に対して、それと同じ補償という形の考え方でございますので、現在の資産価値以上の補償をということであれば、申し訳ないんですが、それは応じかねますので、それは御理解ください。

○議長 公述人は続けてください。

○公述人E 地権者にとっては生活再建が一番大事だと思うんですよ。生活再建は約束できますか。例えば貸している人は今の収入と全く同じくらいの収入がある建物に移れると、要するに、生活再建ができるようにしなければならないと思うんですよ。それは確約できますか。

○議長 先ほどに関連する質問だと思いますので、回答をお願いいたします。

○起業者 まず補償の額に関しては先ほど申し上げたとおりでございます。生活再建というお言葉がございました。例えば代替地でございますとか、近所にいい不動産情報はないですかとか、そういった情報の提供とか、そういった御相談は、これまでも折衝の中で皆様とお話し合いをさせていただくなど、生活再建についての配慮はさせていただいておりますので、引き続きそうした生活再建の配慮はさせていただきたいと考えています。

○議長 公述を続けてください。

○公述人E 今、代替地という話が出ました。今までの話の中で葛飾区は代替地を用意してあるということですがけれども、ある程度の人数しかそこへ入れないと思うんです。全部の人が満足できるようにはならないと思いますね。そうすると、東京都にも代替地は提供できるものがあるんですか。

○議長 お答えできますか。

○起業者 東京都ですと、条件がございますけれども、さまざまな条件を満たした中で都営住宅に入りたいという方に対して、あっせんをする制度でありますとか、そういったものはございます。補償の考え方としては、金銭補償をさせていただきまして、どちらに生活を再建されるか、どちらの地所をお求めになるか、あるいは建物をお建てになるかと

いうのは、基本的に地権者様のほうでお決めになるということでございます。

ただ、先ほど申し上げたように、我々も区と協力しながらやっておりますので、条件を整えば代替地のあっせんなど、そういった御協力などもできると考えておりますので、そうした形で生活再建の支援はさせていただきたいと思っております。

○議長 公述を続けてください。

○公述人E そうすると、場合によっては東京都のほうで代替地も提供できるというふう
に解釈していいですか。

○議長 よろしいですか。回答をお願いします。

○起業者 東京都の公共事業の代替地はございます。ただ、量は極めて少ないです。極めて少ない状況ではございますが、御紹介することそのものはできますので、御相談いただければと思います。

○議長 公述を続けてください。

○公述人E 先ほど「土地の計算方法はもう決まっていますから」と言われているんですけども、最初から数字が決まっているものなんですか。それとも、例えば土地の形とかそういうものによって変わるとか、もちろん場所によって違う場合もあるんですけども、「もう決まっていますから、全く変わることはありません」と言われたんですが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長 ただいまの質問について、東京都から回答をお願いします。

○起業者 東京都の公共事業の執行に伴って、東京都が土地を買い入れさせていただく場合、あるいは使用させていただく場合の土地の価格は、地価公示法に基づく公示価格でございますとか、近隣の取引価格、不動産鑑定士の鑑定価格等を参考にして、さらに、お話しございましたように、土地の位置、形状、地勢、環境、市場性、付近の売買事例等の土地価格を形成する各種の要素を考慮いたしまして、東京都財産価格審議会において決定すると、このような形で決定をさせていただいております。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E 先ほど交渉の窓口は葛飾区とお聞きしたんですが、東京都と葛飾区と京成電鉄、実際に交渉に携わるところはどちらなんですか。

○議長 先ほどの質問に関連することだと思いますので、回答をお願いします。

○起業者 現在、任意で土地をお譲りいただけないかという折衝をさせていただいております。それについては葛飾区が担当いたしまして折衝をさせていただいております。先

ほど申し上げたように、財産価格審議会でございますとか、あるいは補償の基準ですね、これは東京都の基準を用いて算定をしております。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E 私が質問しようと思ったのと答えがちよっとずれていたんですけども、建物調査とか土地の調査が終わって、ある程度の数字が出て、地権者のところへ訪問して、これから交渉すると、その交渉の窓口は三者のうちどこがやるんでしょうか。それを聞きたかったんですね。

○議長 東京都さん、回答をお願いします。

○起業者 今の窓口は葛飾区でございます。

○公述人E 葛飾区が担当するという事は、葛飾区が最後まで交渉の窓口になるわけですか。京成電鉄が出てくることはないわけですね。

○議長 先ほどの質問に関連すると思いますが、東京都、回答をお願いします。

○起業者 任意でお話しさせていただいている交渉の窓口、これから補償金の額が算定された後も、葛飾区が窓口となります。正確を期するために申し上げますけれども、契約事務手続の名称は京成電鉄の名義で処理をさせていただきます。これは東京都と葛飾区の代理人として京成電鉄が入っておりますので、そのような形で事務の処理はなされるということです。ただ、繰り返しになって申しわけございませんが、いわゆる補償金等のこれからの御説明だとか、そういったお話については葛飾区が担当させていただきます。

○公述人E そうすると、今まで駅前に限らず鉄道に関して買収された方がいるんですけども、「交渉先はどこだったですか」と聞くと、大体の人が「京成電鉄でした」と言われたんです。それはどういうふうに解釈したらいいんでしょうか。

○議長 回答できますか。回答できる範囲でお願いします。

○起業者 その関係人は駅部以外に土地をお持ちの方のお話だと思うんです。立石駅部以外については京成電鉄のほうで地元の方とお話し合いをさせていただいております。これは完全に役割分担でございます、この立石駅部について、地元との話し合いは葛飾区で分担をさせていただいているということでございます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E そうすると、今までの駅前以外の方たちと駅前とは交渉相手が違うということですね。今までは京成電鉄が交渉に応じていたんですけども、それが葛飾区になるということですか。

○議長 繰り返しの質問かと思うんですが、よろしくをお願いします。

○起業者 先ほど来御説明していますとおり、担当しますのは葛飾区でございます。

○議長 公述を続けてください。

○公述人E 補償についての1問目の質問の最後に、何回も言っているんですけども、地権者は完全補償を望んでいるんですね。要するに、現在と同じ生活再建ができる補償は約束できますか。

○議長 先ほどの質問と同じかと思えますけれども、回答をお願いします。

○起業者 繰り返しとなってしまいますが、事例としまして、昭和48年に最高裁の判例がございまして、完全な補償については収用の前後を通して被収用者の財産価値を等しくならしめる補償というふうに定義をされてございます。先ほど来申し上げておりますように、現在の価値をきちんと算定していただいて、それと等しく金銭補償という形で補償をさせていただきたいと考えてございます。

○議長 公述を続けてください。

○公述人E そうすると、現在の価値と同等な補償は約束できると解釈してよろしいですね。

○議長 お願いします。

○起業者 これも先ほどの繰り返しになります。先ほど申し上げたように、損失補償については基準をしっかりと定めてございますので、この基準に基づいて算定をさせていただき、現在お持ちの財産の価値を算定しまして、また当該建物を妥当と認められる移転方法により移転するために必要な補償という形で算定をさせていただきたいと思っています。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E 2問目に移ります。

平成元年ころに計画された再開発の中で鉄道高架事業も計画されたわけですが、それから25年が過ぎたころ、再開発は10年後と言われていました。鉄道高架事業も同時進行の説明を受けておりましたので、まだ何年もあると安心しておりましたら、鉄道高架事業が急に先行となり、その中であって手続保留区間と先行買収の区間に分けましたが、これでは先行買収される地権者は全く何も考える間もありません。生活再建のためにどうしたらよいか戸惑うばかりで、今後の計画や見通しが立てられず、まさにお先真っ暗です。急いで事を運ぶには、御存じのとおり、大変なお金が必要です。緊急に対応する補償の予算は当然たっぷり用意されていると思いますが、いかがでしょうか。お答え願います。

○議長 回答をお願いします。

○起業者 回答させていただきます。

この連続立体交差事業については、先ほど来申し上げていますように、踏切の除却によりまして交通渋滞解消、地域分断の解消等々がなされ、道路のネットワークの形成等もされて、地域の安全性、利便性の向上に極めて効果の高い事業だと考えてございます。

既に一般部、いわゆる駅部以外については多くの権利者の方々、駅部におきましても多くの権利者の方々に用地取得の御協力をいただいております。そうした御協力いただいた方のためにも早期に事業を完成させ、事業効果を発現させることが重要であると考えてございます。なので、一日も早く、この事業についての進捗を図ってまいりたいと考えてございます。

御質問の中で緊急に対応する補償というお話がございましたけれども、先ほど申し上げたように、東京都の事業の施行に伴う損失補償基準により算定をさせていただきますので、いわゆる緊急に対応する補償というものはございません。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E 緊急に対応する補償はないということは、地権者はどうしたらいいんでしょうね。もし自分がその立場になったとしたら、ただ追い立てられるは、補償はないわということになってしまうと、大変と思いませんか。そういうふうにお考えにならないでしょうか。

○議長 先ほどに関連する質問かと思うので、回答できれば回答してください。

○起業者 今のお話は、自分はどう思うかという御質問だと思いますが、個人的な立場でお答えする立場ではございませんので、その質問への回答は控えさせていただきます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E そうすると、緊急の場合であっても、緊急ということで予算を組むとか特別な配慮をすることは考えていないという解釈になるんですけれども、それでよろしいんですか。

○議長 繰り返しになるかと思えますけれども、回答願います。

○起業者 繰り返しになりますけれども、今お持ちの財産をきちんと評価させていただいて、それと同等になるように補償をさせていただくという考え方でございます。なので、緊急のための補償ということではなくて、現在お持ちの財産をしっかりと評価をさせていただいて、それと同等の補償はさせていただく。その補償も、ただいたずらにやるわけで

はなくて、定められた基準に基づいてしっかり補償をさせていただいているというところだと思います。

また、物件調査に御協力いただいた方については現在、お時間をいただきまして補償金の積算を行っている状況でございますので、補償金の積算が終わったら、全ての補償項目について、窓口である区からしっかりと御説明をさせていただきますので、それをごらんになっていただければと考えております。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E 今の質問と重なるかもしれないんですけども、この前、東京都の方が来て説明いただいたときに、半年か1年、緊急と保留というのは分かれると、期間がそれだけ差があるんだという話を聞いたと思うんです。緊急の場合はいつごろから、保留の場合はいつごろからと考えているんでしょうか。日は要らないですけど、何年何月ごろに緊急…

…。

○議長 御回答できれば、お願いします。

○起業者 今の御質問は、いわゆる手続保留のかかっている場所について、どういった手続になるのかという御質問だと思います。

東京都としては、本日の公聴会も含めて事業認定の申請をさせていただいてございます。事業が認定されましたら、制度上、1年以内に収用の手続に入っていくことになってございます。手続保留のかかっているところについては、そういった手続に入っていくと、制度上、1年以内ということとと考えてございます。手続保留のかかっているところについては、状況を見てということとと考えてございます。

繰り返し申し上げますが、現在も任意で土地をお譲りいただく折衝は続けさせていただいておりますので、今申し上げた収用の手続に入ったとしても、引き続き任意でお話をさせていただけるところはさせていただくつもりです。ですので、任意での手続への御理解、御協力もあわせてお願いしたいと考えてございます。

以上です。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E 第3問です。土地の評価を説明するときに、今まで路線価の言葉が多く出てきていたんですけども、路線価は相続税を安く評価するためのものと私は勝手に理解しているんですね。「一番安い評価を用地買収に使うのか」と地権者は行政を疑う要因にもなっていますね。公示価格や実勢価格等の評価がなぜ説明に多く出てこないのか、その点

を納得できるまで説明していただきたいと思います。

○議長 ただいまの質問について、起業者から回答願います。

○起業者 これまで公述人Eも含めまして地元の皆様方に御説明をしまいった中で、相続税路線価を用地取得の土地単価にするという説明は一度もしたことはございません。

土地の単価はどのように決めるかというのは、先ほど申し上げたとおりに、地価公示法に基づく公示価格、近隣の取引価格、不動産鑑定士の鑑定価格等を参考にして、土地の位置、形状、地勢、環境、市場性等々、付近の売買実例等の土地価格を形成する各種の要素を考慮して、東京都の財産価格審議会で定めておりますので、今お話の路線価で買わせていただくというわけではないです。これは誤解のないように申し上げます。この件については、少なくとも1月19日、2月18日、6月1日に地元の個別の御説明会の中で東京都から説明をしているはずでございます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人E 今の説明で大体わかりましたので、全部終わってよろしいです。

○議長 よろしいですか。どうもありがとうございました。公述人は速やかに降壇してください。

公述人F

○議長 ただいま13時50分です。若干予定よりも早いですが、公述人Fからは時間が早まることについて御同意をいただいておりますので、公述を進めていきたいと思います。

次は公述人Fから公述していただきます。公述人Fは壇上に上がり、公述人席についてください。また公述人からは起業者への質問の希望がありますので、東京都の方には引き続き壇上に上がっていただいております。

準備はよろしいですね。現在の時刻は13時51分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をいたしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

○公述人F よろしく申し上げます。

こういう舞台を用意していただいて、できれば真ん中で話したいなと思うんですけども、今までお話ししていただきました公述人の皆さん、地権者の皆さん、私、子どものと

きから知っている方ばかり、とってもいい人ばかりです。私も含めていいんですけれども、どうしてこういう問題に煩わされなければいけないのか、非常に困っています。きょうは日曜日、私も女の子と出かけなければいけないんですけれども、それを投げ打ってここに参加しました。役人は私の時間を奪っています。この自覚を持ってほしいです。本当に困っています。

先ほど東京都・小池都知事と話がありました。私たち、この話を聞いたときには、ついこの間ですけれども、この書類は舛添という都知事でした。今回も、そちらに座っていらっしゃる方は、起業者Dではなくて、起業者Aにかわったようです。若返ったというか、そんな感じなんですけれども、起業者Dも私たちがいじめて出世されたのかなと思うんですが、東京都の役人はこうやって若返るんですね。私たち地権者は時間が経てば経つほど髪がなくなり、私も髪が白くなってきましたが、大変困っています。こういう問題が私たちを精神的に追い詰めているというのを本当に自覚してほしい。だからこそ、最低限の生活再建の補償がほしいと思って、ほんの一つですけれども、意見を言っているだけなんです。

今までの意見を聞いていると、判例が何とかだ、今までこうだったからということで進んでいるように、時間が経てば、私たちがギブアップするのではないか、こんなふうに思っているように聞こえます。困ります。これは直してほしい。

では、この内容を読んでいきます。東京都はこの公聴会を形式的な儀式として簡単に考えないでいただきたいです。しっかりと第三者の目をもって、住民の意見に寄り添って、私たちが安心して暮らせるように精査した回答をいただきたい。まず、その返事をください。

○議長 ただいまの質問について御回答をお願いします。

○起業者 本日の公聴会は、事業認定庁が事業認定の申請があった事業について認定の可否を判断するに当たって勘案すべき情報を収集する場だということで私のほうも認識しております。起業者として誠意をもって対応してまいります。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F 先ほどの話につけ加えますと、私たちもいい人だなと思いますけれども、何回か会っています東京都の起業者B、起業者E、起業者Cも、一人一人は本当にいい人だと思うんです。けれども、組織としてこういう仕事をするとなると、いい人じゃなくなっちゃいますね。皆さんも私も、年を取ったり病気になったり、仲間でもそういう人がい

ますけれども、こういう事業をなぜ進めるのかなと本当に不思議です。私たち別に悪いことしてないんですよ。それを加えさせてください。

次に、再開発事業は直接この場で話すことではないかもしれませんが、区役所がこういう説明をしてきたのであえて言わせていただきます。なぜ100%の人が反対してもこのように進んでしまう鉄道高架化事業と、同意が得られないと進まない第1種組合施行の駅前の再開発事業、これを同時に行おうとしたんですか。そのスタート、その理由は何ですか。教えてください。

○議長 ただいまの質問について、起業者は回答願います。

○起業者 連続立体交差事業でございますが、先ほど来御説明しておりますとおり、渋滞の解消、地域の分断の解消等々を実現いたしまして、地域の安全性や利便性を向上させるという効果を持った事業でございます。それで、この事業はぜひとも進めるべきであるということで進めておるものでございます。なので、連続立体交差事業は地域の安全性、利便性の向上のために進めておるという状況でございます。

既に全区間におきまして多くの関係人の皆様方に御協力をいただいております。ですので、御協力いただいた方のためにも早期に事業を完成させ、事業効果を発現してまいりたいと考えてございます。なので、現時点では再開発事業の進捗にはかかわらず、連続立体交差事業は実施してまいりたいと考えてございます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F という東京都の説明ですが、葛飾区役所の説明は違うんですね。任意であれば土地を買収しますよという説明ですが、鉄道にかかわる土地以外、大きな範囲でも買収しようとしています。これは再開発を進めるからですということ。今の説明だと、切り離して鉄道だけ進めますよ、再開発はやめさせますよぐらいのことを言えば、鉄道立体にかかわる人には大変申しわけないけども、少しでも今まで一緒に頑張ってきたほかの人のためになるならという気持ちもあるんじゃないかなと思うんですけども、その点、あなたはどのような認識をしていますか、お願いします。

○議長 先ほどの質問に関連することだと思しますので、御回答願います。

○起業者 繰り返しとなりますが、再開発事業の進捗にかかわらず連続立体交差事業は進めてまいりたいと考えてございます。

任意の際には、例えばこちらの事業認定の手続を進めるに当たって縦覧していただいた図面の中で、いわゆる取得させていただく部分、使用させていただく部分という形で表現

をさせていただいているかと思えます。取得させていただく部分は事業が完了した後も公共施設として道路ができる部分ということで取得させていただきます。ただ、連続立体交差事業だけを行うということであれば、使用させていただく部分は借地という形で使わせていただくことでも事業はできる。そうした形で、最小限の形で、この事業認定の申請はさせていただきます。

しかしながら、先ほど別の方から「一部分は借地、一部分は取得では困る。そして、ちょっと残るのはますます困る」というお話もございますので、区との相談の中で、任意であれば御希望の方に全筆での取得という形で対応させていただくこともできますという折衝はさせていただいている次第でございます。

○議長 公述を続けてください。

○公述人F 今の回答であれば、東京都は再開発も後押ししていますよというふうにも聞こえるんですけども、次の質問です。

再開発事業は決して公共の福祉ではありません。単なるゼネコンによるビルづくりですよ。なぜ東京都はこういうゼネコンの仕事起こしに力を貸すんですか。教えてください。

○議長 ただいまの質問について御回答願います。

○起業者 立石駅の北口の再開発事業については都の事業ではございません。また私ども起業者の立場でお答えする立場にないので、今の御質問にはお答えできないということでございます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F 国会の答弁のようになってきて、ワクワクしてきましたけれども、聞きたいのはそういう大事なことなんですよ。私、立場ありませんという答えは聞きたくないんです。事業を進めるという責任があるんですから、私たちの暮らしが今後どうなるか、これは親身になって答えていただきたい。これは本当のお願いです。困っています。

回答がしっかり得られなかったということはわかりましたので、次の質問です。長年、まちの成り立ちを担ってきた住民を追い出すことが東京都の公共の福祉ですか。公共の福祉という言葉がひとり歩きしているのかもしれませんが、東京都のいう公共の福祉とは一体何でしょうか。教えてください。

○議長 ただいまの質問について、起業者から回答願います。

○起業者 先ほど来申し上げていますが、連続立体交差事業は非常に効果の大きい事業でございます。踏切の除却、交通渋滞の解消、それから道路ネットワークの形成、地域分断

の解消、そうしたことで地域の安全性や利便性を向上していくと、それが大きな効果として望まれているものでございます。

また、これまでも多くの方に御協力をいただいておりますし、早くつくってほしいという声も多くいただいております。そうした御協力いただいた方のためにも、早期に事業を完成させて事業効果を発現させることが東京都として重要なことだと考えてございます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F 公共の福祉はそういう理由があるからだというのはわかりました。であるならば、公共の福祉として、私たちの私有財産を取り上げるためには、生活再建をしなければいけませんよって書いてあるんですね。

今までも説明をさんざん聞きましたが、いわゆる不動産の取引実勢相場価格といえますか、駅前には利便性がありますから数百万単位の金額があると思います。先ほど来、生活再建ができないよ、不安だよと質問があるような安価な補償しかなぜ受けられないのですか。私たちは法外なお金を要求しているのではないんです。今のままの住まいで静かに暮らしていければいいんです。古い建物のままでもいいのに、新しい建物を建てなさいであるならば、費用がかかるのは当たり前ですよ。これは住民いじめとしか考えられません。私たちは一体何の悪いことをしたというんですか。東京都の考えを教えてください。

○議長 質問の要旨と若干違う部分あるかと思えますけれども、回答できる範囲で……

○公述人F 書いてありますよ、質問は。

○起業者 回答させていただきます。

○議長 先ほどの質問は事前に提出された質問事項の中に書かれておりました。失礼いたしました。

○起業者 先ほど来申し上げているとおり、連続立体交差事業は非常に効果の高い事業でございまして、早期の事業が必要だと考えてございます。当然ながら、土地をお譲りいただく皆様方には、きちんと御説明をさせていただきます。適正な土地価格補償金をもって御理解を得られるように現在も努めているところでございます。既に多くの関係人の方々から用地取得をさせていただきました。そうした方々のためにも事業効果を早期に発現したいと考えております。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F という説明をしつつも、いまだに任意売買に応じていない人がいるという事実があります。勉強すればするほど、この生活補償、再建ってできないんだとわかってし

まうんですね。今まで立石駅以外のほとんどの方は終わった、立石駅の中でも進んでいるという方はいますが、言葉は悪いですが、だましてしまったのではないですか。そんなことはありませんか。その人たちが後になって困ったと思っても、あなたたち責任とれますか。教えてください。

○議長 それについて回答できますか。

○起業者 これまで御協力いただきました皆様方は任意で土地の売買契約、移転補償契約を結んでいただいております。だましてという認識は一切ございません。皆様は任意でちゃんと御契約をいただいております。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F 契約が終わった方の本当の声を聞いてほしいなと思います。

続いて、東京都とそれに属するとか、こちらの特別区の葛飾区ですけれども、よく立石らしさというんですね。東京都について、立石らしさってどのようにお考えですか。教えてください。

○議長 ただいまの質問について起業者から回答願います。

○起業者 回答いたします。立石らしさというのは、すなわち立石のまちがどうあるべきかという着眼点、御質問なのかと考えます。

まちづくりに関しては、地域の皆様と地元の自治体であります地元の葛飾区がきちんと話し合っ、まちの方向性を定めて、よいまち、あるべき姿を皆さんで考えていくものだと、その姿こそが立石らしさなのではないかと考えてございます。

地域の意見をまとめる行政体であるのは地元区でございますので、東京都がこれが立石らしさだという形で押しついたり、意見を述べるということは控えさせていただきたい。地元の声がたくさんあると思いますので、そうした声を区でまとめていただいて、総意としての立石らしさをお示しいただければと考えます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F 今の回答であれば、立石らしさは住んでいる人本意、住民本意で考えてということでもいいですね。であるなら、どうして葛飾区がマスタープランとか、それらの場面で、立石は区役所のある場所で、このような地域性があるって、このようにしてほしいという押しつけをするんですか。答えられるとか、僕の質問がおかしいかもしれませんが、葛飾区は実際にそういう考え方のようですけども、どのように思いますか。

○起業者 まず葛飾区の考えについてお答えする立場にございませんが、まちづくりとい

うのはいろいろなお考えをお持ちの方がたくさんいらっしゃると思います。そうした声をまとめるというのが区の考えなのかなと考えております。だから、区のほうでも現在、そうしたいろいろな声を受けてまちづくりについては検討されているのではないかと推察しています。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F この集まり、東京都が起業者として集まっていますが、葛飾区の方はいらっしゃるんですか。もしわかれば教えてください。

○議長 これは主宰者への質問という形になるかと思うんですけども、葛飾区は起業者あるいは公述人として呼んでおりません。

○公述人F 鉄道の実際の京成電鉄もここにはいらしていないんですか。

○議長 繰り返しになりますけれども、認定庁として主宰する立場ですが、呼んでいるのは起業者と公述人、それから傍聴人は任意で来ていただいていると理解しております。

○公述人F シンフォニーヒルズで説明を受けたときには東京都、葛飾区、京成電鉄の三者が来て説明をしたと思います。三者が一体となっていく事業と私たちは考えていますが、こういう場面では東京都だけということなんですね。ちょっと不思議ですね。わかりました。

先ほど立石らしさという話がありました。住民本意だよという話でした。私もそのとおり、ありがたいと思います。先輩たち、今まで住んでいらっしゃる方が今の立石のまちをつくってきたと思っております。今のまち自体が立石らしさだと思うんです。私の私見も入りますが、人間には立ちどまったり、物思いにふけったり、ちょっとしたゆとりのある時間が必要だと思うんです。それがまちにも必要であって、例えば路地があったり、水たまりがあったり、ベンチがあって座ってみたり、こういうのが今の立石らしさをつくった基本かなと思うんです。

葛飾区役所も来ていませんが、再開発事業はどこもビルをつくるんです。それも30階だ、40階だ、50階だと、話を聞けば聞くほどビルが高くなっていく不思議な事業なんです。それは住んでいる地権者が組合をつくってしなさいよという、ある意味、押しつけのような事業なんです。なぜきれいなものばかりにしなければならないのか、私は大いに疑問です。

防災上いけないからなんていうけれども、新しい大きなビルになったとして、マンションで防災が守られるかといったら大変疑問です。水道管があるから水は上からスプリンクラーでも出るよなんていう人もいますが、地震だ何だでスプリンクラーが壊れたらどうす

るんでしょうか。下から水も届きません。

実際に、不幸にもさまざま場所で大震災があつて、その様子を私はテレビで見るしかありませんが、知り合いがいて話を聞いたり、その程度しかできませんが、実際に防災の力を発揮するのは役所や役員ではなくて御近所に住んでいる知り合いだと聞きます。そういうまちを壊そうとするのが、この再開発というか、鉄道立体に附属する……。実際に鉄道立体でも線路に住んでいる人のコミュニティを壊していますので、これは大変困った話なんですね。

なぜそういうふうにきれいなものばかりにしなければならないのか。防災だ、公共の福祉だと言いますが、別の面の公共の福祉を考えることはありませんか。教えてください。

○議長 ただいまの質問について、東京都から回答をお願いします。

○起業者 再開発事業でありますとか、その周辺のまちづくりに関してはお答えする立場にないのでお答えを差し控えさせていただきますが、連続立体交差事業については、踏切事故、死亡事故も相当起こっている中で、先ほど申し上げましたように、踏切が除却されることによって安全に寄与することができると考えてございます。

最初の公述の際に踏切で救急車が通行している映像をごらんいただいたかと思いますが、救急車も踏切が閉まっていれば通ることはできません。そうした意味でも、地域の分断の解消、踏切の除却は、地域の安全性、利便性の向上に大きく寄与するということで連続立体交差事業は必要である。そのために皆様の御協力をいただきながら、適正な補償をさせていただきながら事業を早期に進めてまいりたいということでございます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F 「ああ言えば上祐」じゃないですけども、救急車の話を言われると確かに踏切はなくしてもいいかなと思うんですが、「危ないものは危ないんだというふうに子どもに教える。踏切は鳴ったら入っちゃいけないよ。踏切の線路の上をまたいで歩くんだよ」と、危ないからなくすんじゃなくて、なくす前に危ないことを教えるという教育も必要ではないかと思います。

確かに事故があつて命をなくされたり、大変な不幸です。ですから、そういう理由はよくわかります。それにしても、踏切をなくして鉄道を速く走らせることが地域住民をどかしてまですることである公共の福祉かというのと、個人的な意見、ちょっと変わったものだと思われるかもしれませんが、私としては、危ないんだから気をつけるよという指導をすればいいことじゃないかと思うんです。水が上から下へ流れるように、人間は何でも甘く

甘く考えてしまう。

危険を察知するような能力も養わないと……。鉄道に関して、鉄道立体になっちゃったから、それは大丈夫だけどって、別のことでも注意する能力をつくらなければいけないと思います。ちょっと言い過ぎかなと思いますが、そういう教育の機会を省く、そんなふうにも一瞬考えます。そういう面では、どういうふうに思いますか。

○議長 ただいまの質問に対して東京都から回答をお願いします。

○起業者 お話の中で速く電車を走らせるという話がありましたが、連続立体交差事業は踏切を除却する目的でございまして、鉄道の高速化を目的とした事業ではないです。その辺は誤解のなきようにと思っております。

それから、先ほど申し上げましたように、連続立体交差事業は危険を除却して安全にするというだけでなく、非常に長い時間、あそこで待たされている車や歩行者が大勢いらっしゃる。そうした方々の慢性的な渋滞等々を除却する、解消することも連続立体交差事業の大きな一つであるかと思えます。なので、御当地における連続立体交差事業については大変地域に効果の高い事業でございまして、事業を実施する意味があるものと考えてございます。

教育の御質問についてはお答えする立場にないかなと思いますので、それは控えさせていただきます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F 今で2つ疑問ができてしまいました。立石駅の青砥寄り、今回、立体化するに当たりカーブが緩やかになります。今ある呑んべ横丁という立石デパートの土地を通過して電車が走るような計画を見えています。これはスピードを速めるためという答えを聞きました。これとはちょっと矛盾されるかなと思います。揚げ足を取るようで申しわけないんですが、一つ疑問ができました。

2つ目の質問はちょっと忘れましてので、後ほどお願いします。

○議長 関連する質問だと思いますので、御回答をお願いします。

○起業者 線形改良されるということは、そのとおりでございます。線形改良箇所については、これまでよりも安全に電車が走行でき、走行速度は実際に速くなります。しかしながら、ダイヤに影響するほどの変化はないと伺っております。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F であるなら、速くするためにカーブを緩やかにするという工事自体はちょっ

とおかしな話ですね。北口の再開発を進めるために、大きなエリアであるそこを切ってしまうというふうにも見えます。不思議が生まれました。

思い出した質問ですが、踏切で待ち時間があるということでした。確かに私たちに与えられている共通の資源は時間ですから、時間を奪われるということは、今回ここに私が来ていて時間を奪われているのも嫌なように、みんなの悩みだと思います。ですが、もともとあった踏切はあるものと受けとめて、その踏切で待つ時間、それぐらいの余裕もなければ……。みんな生き急いでいるような、苦しくてしょうがないんです、私自身。そういうふうにも思います。

あと、踏切が長く閉まるから、ほかの道を通ろう、迂回路を考えようというのも、人間、知恵を使ういいところだと思うんですね。そういう点も考えると、事故はあっちゃいけないけど、踏切は今のままでも困らないと思うんです。その2つ、教えてください。

○議長 関連する質問だと思いますので、その2つ、お願いします。

○起業者 1つ目は踏切の除却、渋滞解消は必要なのかという趣旨ですか。

○議長 時間の短縮、時間の関係ではなかったかしら。

○起業者 時間の短縮ということで、交通渋滞でお待ちになっていらっしゃる方は非常に困っていらっしゃいます。交通渋滞で時間を損するだけでなく、定時性も奪っちゃうんですね。例えば踏切の向こうにいついつくというときに、時間どおりにつくかどうかというのは、あそこの渋滞次第だということになると、踏切渋滞があることによって時間が余計にかかるだけでなく、定時性さえも変わってしまうというところで、いろいろな考え方をお話しありましたけれども、そうした渋滞解消は東京都の都民の皆様にとっても有益な取り組みであると考えてございます。

これまで解消しました連立事業の現場においても、渋滞解消した後、現場の皆様、地域の皆様にアンケートをとると、多くの皆様から「移動が楽になった」、消防署の方からは「緊急出動がしやすくなった」という御回答をいただいております。そういう意味で、先ほどお話がございましたが、連続立体交差事業については極めて効果の高い必要な事業であると考えております。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人F あと1分、2分ですけれども、定時性という言葉がありました。踏切があっても渋滞しておそくなりそうだというのであれば、あらかじめ余裕を持った時間設定したらいいだけじゃないか。東京都の方にもゆとりを持ってほしいんです。決まった時刻でピシ

ピシすると、人間、すき間というか、ホッとしたところがないと苦しくなりますよ。そういうふうに思います。

あと、事後のアンケートについてです。それは便利になった、なり終わってしまったわけですから、もとがよかったという意見があっても、実際のものを見れば、みんなよかったというのは誰が考えても当たり前だと思うんですね。そういうアンケートをとるなら、失礼な話、追い出されてしまった人のアンケートも重視してほしいと思うんです。そういうのを含めると答えは変わってくるのではないかと思うんですが、どうですか。教えてください。

○議長 御回答をお願いします。

○起業者 完成した後、地域の皆様から多くのよかったという声をいただいております。そうしたように今回、連続立体交差事業が地域の皆様には喜ばれると、必要な事業だということが改めて認識されたと考えてございます。

○議長 もう少し時間がありますけれども、最後に簡潔によろしく願います。

○公述人F 今まで生意気な意見を言わせていただいて、皆さんに聞いていただいて、東京都の方には真摯に答えていただいた部分もありました。ありがとうございます。

これほどまで私たちを混乱させるのは、住民に負担を強いる事業はわかってしまいました。初めから無理な計画である、これは明らかであります。私たちの仲間では、この災難の影響で家族関係に亀裂が入ってしまった、あるいは本人が病気になった、もっと言えば、亡くなったという仲間もいます。これだけがとは言いませんが、精神的に非常に追い詰められます。

だから、やめてほしいと思いますが、それでも東京都は進めたい。周りの方の公共の福祉を考えてというのであれば、せめて追い出される、そこから場所を奪われてしまう人の補償さえしっかりすれば、少しでも納得がふえると思います。その点は起業者A、起業者E、起業者B、起業者C、この4人の方には、起業者Aはきょう初めて会いましたが、以前からお話を聞いています。私たちの考えも理解しようとしてくれているのはわかりますので、親身になって、自分だったらどうだろうかという考え、視点を持って仕事をしてほしいと思います。

そうでなければ、私たち死んでも死にきれないんですよ。先祖から守ってきた土地を、自分で事業を起こして守った土地を、こういう形で取り上げられて、生活補償しますよと言われつつ、実際は引っ越してみたら安心できなかった、困っちゃった、悩んじゃったと

いう世界ですから、その点は強く希望します。

終わります。

○議長 どうもありがとうございました。公述人及び起業者は速やかに降壇してください。

14時40分までの間、休憩といたします。

〔暫時休憩〕

公述人G

○議長 14時40分になりましたので、公聴会を再開いたします。

次は公述人Gから公述をしていただきます。公述人Gは壇上に上がり、公述人席についてください。また公述人からは起業者への質問の希望がありますので、東京都の方も壇上に上がり、起業者席についてください。

準備はよろしいでしょうか。現在の時刻は14時41分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をいたしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

○公述人G 今回の事業で私どもの建物が側道にかかります。そして、残地ができます。本来なら、残地に建物を建て生活再建をしたいのですが、今計画されている第1種組合施行の再開発がされれば、また建物を壊さなければなりません。このような状態の中での今の生活はとても苦痛です。建物はしっかりしていますし、中にはお金にはかえがたい思いがびっしりと詰まっています。側道部分も借地で、工事終了後、お返ししますと言われても、どうしようもありません。

そこで私が希望をいたしますことは、立ち退かなくてもいい工法で再検討していただけないかということです。

○議長 ただいまのは質問ということで……。事前の質問でいただいたものではないですが、回答できる範囲でよろしく願います。

○起業者 では、回答できる範囲で回答させていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、連続立体交差事業を実施するに当たって、仮線を一度振りますと現在の区道のところに来てしまいますので、区道の機能を確保するための付替道路を整備するには、どうしても必要な用地でございます。なので、今回認定をお願いして

おります収用すべき土地、使用すべき土地は、事業上、どうしても必要であるということで、皆様への御理解、御協力をお願いしているといった状況でございます。

○議長 公述人は続けてください。

○公述人G 工法が変わらなくて、どかなくてもならない場合、今の駅前の土地と同じ広さの土地を、立石とは申しませんが、よその駅のところでも結構ですが、確保していただけるのでしょうか。

○議長 事前にいただいた質問では土地の値段とかそういった話だったと思いますけれども、回答できる範囲でお願いします。

○起業者 回答させていただきます。事業地内に権利をお持ちの方で移転先地を確保することができない場合、先ほど申し上げましたとおり、代替地のあっせんも努めさせていただいております。代替地に関心がございます方には、現在も葛飾区が所有している代替地を御紹介させていただいている事例があります。しかしながら、代替地は限りがございますので、必ずしも御期待に添えない場合があるということは御理解いただければと思います。

いずれにしても、今まさに窓口葛飾区で任意の折衝をさせていただいている最中であるかと思っておりますので、そういった御疑問もお聞かせいただければ、どういった対応ができるのかということのお話はできると思います。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人G 先ほどお聞きしましたところ、交渉の窓口が葛飾区とおっしゃいました。以前、私はほかに持っておりまして、そのときは、たしか京成電鉄が見えました。何で今回は葛飾区なんでしょうか。

○議長 関連する質問かと思っておりますので、回答できる範囲で回答をお願いします。

○起業者 先ほど申し上げましたとおり、一般部といいますか、駅部以外の用地の取得はほぼ終わっているんですけども、その部分についての折衝は京成電鉄で行わせていただきました。今回、この部分については事業者であるところの東京都、京成電鉄、葛飾区の三者で役割分担を検討した結果、駅部については葛飾区で用地の取得の折衝を担当していただくことになりました。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、土地の評価の仕方ですとか、その補償の基準は東京都の基準あるいは東京都の財産価格審議会を経ることになっておりますので、これは京成電鉄が担当していたところと全く変更はありません。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人G 先ほどお聞きしましたけれども、買い取ってくださる土地の値段をもう一度説明していただけますか。

○議長 再度、よろしくお願いいいたします。

○起業者 土地の値段は、東京都の事業の施行に伴う損失補償基準という基準に基づき金額を算定し、補償させていただきます。公共事業施行に伴い東京都が土地の買い入れ及び使用する土地の価格は、地価公示法に基づく公示価格、近隣の取引価格及び不動産鑑定士の鑑定価格等を参考にしまして、その土地の位置、形状、地勢、環境、市場性、付近の売買事例等の土地価格を形成する各種の要素を考慮しまして、東京都財産価格審議会において決定をさせていただきます。これまで個別の説明会で御説明してきたとおりです。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人G 工事の工程を知りたいのですが、先ほどもちょっとお話が出ていたのですが、まだ買収が始まっておりませんので、時期ははっきりいたしませんでしょうか。買収が終わって工事に入った後はどのぐらいの時期を見ているのでしょうか。

○議長 ただいまの質問について東京都から回答をお願いします。

○起業者 用地の取得が済みました後の作業について、最初の公述で申し上げましたが、ざっくり立石駅前区間についてのお話をさせていただきます。現在、北側にある区道については、将来、仮線の用地になりますので、まずこの区道の機能を付け替えるために外側に、より北側に仮の区道を設置いたします。これを付替区道と呼びます。

その後、付替区道の内側に、駅との間にすき間ができてきますので、ここに仮線を整備します。先ほど申し上げましたように、下り線、上り線と順番に仮線に切りかえた後、一番南側にスペースができ上がりますので、このスペースに高架橋を構築します。高架橋が半分でき上がりますと、そこに上り線を一旦戻しまして、残りの半分の高架橋を整備いたします。最後、高架橋に下り線を戻しますと、仮線で使っていたところのスペースが空いた状態になりますので、そこにまた区道を整備いたしまして、工事の完了という形になります。

事業認可上、平成34年度完了を目指しておりますので、そこまでに工事を完了できるように着手をしていきたいという状況でございます。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人G 先ほど高架下の説明を伺いましたけれども、施設がまだ決まらない場合に、

住民から「どういうものにしてほしいのか」というアンケートなどはとられるのでしょうか。

○議長 関連する事項ですので、ただいまの質問に答えられる範囲でお願いします。

○起業者 答えられる範囲でということで……。先ほど申し上げましたとおり、高架下の活用については、この後、東京都、葛飾区、京成電鉄の三者で協議をして検討してまいります。葛飾区は地元の声を代表して入っていただくという形にもなりますので、アンケートをとるか、とらないかということについて都の立場で明言することはできません。ただ、いろいろな御意見があれば、地域のまちづくりを担っている区に御意見を伝えていただければと思います。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人G ちょっと愚問なんですけれども、補償項目の中に精神的苦痛という項目がありません。これはどうやって考えていただけますか。

○議長 事前質問はありませんでしたけれども、関連する質問だと思いますので、よろしくお願いします。

○起業者 お答えさせていただきます。基本的には、現在お持ちの財産について基準に基づき評価をさせていただいて、財産に応じた金銭補償をさせていただくという、これまで説明をさせていただいているとおりでございます。任意の折衝の中で、なぜこうした補償になるのかとか、そういったことを繰り返し御説明させていただくことで、理解を得ていきたいと考えております。

○議長 公述を続けてください。

○公述人G 再度になりますけれども、私の勝手な言い分で申しわけございませんが、余り苦勞せずに今の生活ができるように、私たちの立場に立ってお願いしたいと思っております。

ちょっと早目ですけれども、これで終わります。

○議長 今のは御意見、御要望という形でお伺いします。

どうもありがとうございました。公述人は速やかに降壇してください。ありがとうございました。

公述人H

○議長 若干時間が早くなっておりますけれども、公述人Hからは早めてもよろしいという御同意をいただいておりますので、公述を続けたいと思っております。

次は公述人Hから公述をしていただきます。

○公述人H 主人は風邪をひいてのどが痛いというので、私が代表して、よろしいでしょうか。

○議長 わかりました。

また公述人からは起業者への質問の希望がありますので、東京都の方には引き続き壇上に上がっていただいております。

準備はよろしいですか。現在の時刻は14時57分です。ただいまから公述を開始し、30分間で終了するようお願いいたします。また、終了の10分前、5分前、1分前に呼び鈴で合図をいたしますので、目安にしてください。なお、終了時間までに終了しない場合には公述の中止を命ずることとなります。

それでは、公述を開始してください。

○公述人H よろしくお願ひいたします。

これをいただいたとき、納得したんです。朝から参加しないで申しわけなかったんですけども、ここへ来てみてびっくりしたのは、何で葛飾区がないの、京成がないのということだったんですね。本当だったら、これでわかっているはずなんです。私たちにしてみたら、葛飾区の方、京成電鉄の方がお見えになっていて当然じゃないかなと思ったんです。それは私の感想ということです。

これに書いてきましたが、私が一番知りたいことは、立石の駅についてお尋ねします。京成電鉄の方がいらっしゃらないのに、どこまで東京都の方がおわかりなのかなという疑問があります。先ほど公述人Dが御質問されて重複しているんですけども、立石の駅でエレベーターの位置とか出入り口の位置とか、前に説明会があったときに伺いましたら、利権が絡むから言えないとおっしゃったんですね。たしか京成電鉄の方かもしれませんね。利権が絡むから言えないと、あの時点で言われて、そうだと、私たちが何も知らないうちにいろいろなことが進んでいってしまうという気がしたんですね。この場に及んでというか、この時期に及んで、まだわからないということはあり得ないと私は思うんです。

それでお聞きしたいんです。先ほど公述人Dがお尋ねになったのは、高架下はどうなるのですかという質問でした。高架下の利用法は現時点ではまだ白紙とおっしゃいました。終了2、3年前からとおっしゃったんですけども、私たちはどうやって知る方法があるのでしょうか。終了2、3年前、高架下がどうなるか。青砥の駅ですと、スーパーマーケットが入ったり、店舗が入ったり、こっちへ行くと駐車場になっていたりしていますね。

それはわかっていることじゃないかと思うんです。教えてください。

○議長 関連する質問だと思いますので、回答できる範囲でお願いいたします。

○起業者 事前に御通知いただいたのは、駅前はどうなるとか、高架下の話等々もございましたが、お答えできる範囲で申し上げます。

まず高架下の利用については、先ほど申し上げましたとおり、白紙でございます。東京都と葛飾区、京成電鉄の三者で検討して決めてまいります。地元の総意、地元の御意見を集約する形で葛飾区に入っている部分もございますので、いろいろな御希望については、そういった声を区に挙げていただくということで御理解いただければと思います。

あと、先ほど申し上げられなかったところで、これはもともと京成電鉄の土地なんですね。京成電鉄の土地が高架化されることによって高架下空間ができる。制度上、公共機関で使える面積は15%と決まっています。厳密に言うと、租税免除なんですけれども、無償で公共機関が使うことができます。これが15%です。残りの85%は京成電鉄で利用することができます。

そういうことなので、15%については、これまで実施してきた連続立体交差事業においても、駐輪場でありますとか、子育て関連施設でありますとか、そういったものがつくられております。鉄道事業者が所管するほうだと、場所によってはスーパーができたり、そういった利用がなされています。そういった利用はいろいろなされるかと思いますが、まずは地元の声を区に挙げていただくのがよろしいかなと思います。

○公述人H そうですか。そうすると、京成電鉄には京成不動産があるので京成の勝手でしょうということですよ。ただ、地元民としては葛飾区に要望を出していけるということですか。

○議長 回答できますか。

○起業者 勝手でしょうというか、京成電鉄も含めて、葛飾区、東京都も入って、その計画は検討してまいります。お持ちの土地ですから、京成電鉄の御意見も当然あると思います。ただ、そういったものも含めて三者で協議して検討してまいりますので、まちづくりについてということであれば、区からも、その場で御意見をいただけるんだろうと考えています。

○公述人H わかりました。

終了前2、3年というのは嫌に幅があるんですけれども、どういうふうにして知ること

ができるのでしょうか。

○議長 回答できるのであれば、回答をお願いします。

○起業者 回答させていただきます。現場は非常にダイナミックに工事は進んでまいります。高架の構造物は上に向かって伸びていきますので、現場での進捗状況は皆様が見ていただければ大変よくわかると思います。あと、現場においては、例えばPRの看板だとかそういったものを使って、今どういう工事をやっているかというのはどこの事業においても御案内していますので、完成するまで完成がわからないなんていうことは絶対にはないと思います。

○公述人H わかりました。じゃ、目を皿のようにして監視しております。

もう一つ。京成の下をくぐって南北を通してのが一本あるんですね。公述人Dは「工事中、しっかりと地下道を」って、あなたは「なるべく」とおっしゃったんです。こんな便利な言葉はないんですよ。なるべくって、なるべく努力したんだけど、その結果、だめだったと言われなような、しっかりとした確約をここでしていただきたいと思えます。

○議長 今の質問に回答できますか。お願いします。

○起業者 回答させていただきます。機能については確保してまいります。先ほど申し上げたんですが、機能は確保するんですが、工事の手順の中で、確保した機能をしばらくとめさせていただく可能性は絶対否定できないんです。例えば地下をくぐる通路、上がってくる通路をつくって、通路を一旦開放して通れるように配慮していくんですが、ある一定の期間、工事のために閉鎖させていただく可能性もありますので、これは御理解ください。当然、それは事前に御報告をいたします。

○公述人H わかりました。よろしくをお願いします。

あと、駅の構造ですけれども、下に改札がきて、階段もしくはエスカレーター、エレベーターでホームが上というところ、京成の曳舟駅と同じと思ってよろしいのでしょうか。

○議長 ただいまの質問に回答をよろしくをお願いします。

公述人Hは、私が合図してから質問されるよう、よろしくお願いたします。

○起業者 回答させていただきます。曳舟の駅はさらに高い位置にありまして、たしか改札機能が中2階の位置にあるはずなんです。こちらの立石は1階レベル、地表レベルに改札が入って、階段ないしエスカレーターやエレベーターでホームに上がっていただくような形になります。

○公述人H わかりました。

○議長 公述人は公述を続けてください。

○公述人H 話がもとに戻るようなというか、重複するんですけども、でき上がった立石の駅は、どういう位置に出入り口とかエレベーターが来るんでしょうか。

○議長 今までの質問の中にあつたかと思しますので、回答をお願いします。

○公述人H ありました。もう一度。

○起業者 繰り返しになってしまうんですが、結論から申し上げますと、今後検討していくという段階です。先ほど来申し上げているように、福祉のまちづくり条例はきちんと守ってまいりますので、今ない下り線側のエレベーター等も設置されますし、エスカレーター等も設置をされます。あるいは誰でもトイレなども設置をされる場所までは間違いないのですが、それがどの位置に来るかということについては、人の流れ等、レイアウト等を検討しながら、これから検討していくという状況でございます。

○公述人H それが納得できない。

○議長 それは御意見ということでよろしいですか。

○公述人H 意見というか、納得できないというのが意見なんです。もう決まっているんでしょう、この場に及んで。だから、京成の方がいらしていないというのがすごく不自然なんですよね、私から言わせると。

○議長 この公聴会は土地収用法の規定に基づいて実施するものでございまして、連続立体事業という形で公聴会を開催させてもらっております。その起業者は東京都でございますから、東京都は起業者として出ているということでございますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○公述人H わかりました。じゃ、しょうがないですね。

すっきりしませんけれども、ここに書いていないことで一言申し上げれば、私は追い立てを食っているわけでもないんです。だから、ここで余り大きなことは言えないんですけども、道路一つ向こうの皆様のご苦悩というか、心配というか、それを見ていると、やり方が血も涙もないようにとれるんですね、見られるんですね。私は73で、周りはみんなその年だから、「立石の端で、このまま安らかに死なせてくれよ。放っておいてくれよ。再開発なんかどうでもいいよ」というふうを感じるんです。

高架になるのはいいんですね。渋滞がなくなって、事故がなくなれば、そんないいことはないのです、高架になるのはいいけれども、再開発については、小池百合子さんの築地移

転じゃないけれども、もう少し考えてもいいんじゃないかと思うんです。どんなものでしょうか。考えていただけませんか。

○議長 今のは意見ということでございますか。それとも質問ということですか。

○公述人H 意見です。私の希望というか、意見です。いかがですか。意見については何とも答えようがない……。うっかり言えないですもんね。

○議長 御回答できますか。

○起業者 再開発事業については、私ども鉄道の連続立体交差事業の起業者としてはお答えする立場にないというお答えになります。

○公述人H そうですね。だから、ここに葛飾区の人もいてほしかったし、京成電鉄の方もいてほしかったと思うんです。ありがとうございます。これがこれですので、きょうはこれで帰らせていただきます。

○議長 時間はありますが、よろしいですか。

○公述人H はい。ありがとうございます。

○議長 どうもありがとうございます。公述人及び起業者は速やかに降壇してください。

これで本日予定しておりました公述は全て終了いたしました。引き続き、あした8月29日、13時30分より公聴会を開催することとしております。本日は公聴会の円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございます。

—了—